

速記録

淀川水系流域委員会専門家委員会（第3回）

日 時 平成25年 1月18日（金）

午後 2時00分 開会

午後 4時40分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎第1号館

新館3F A会議室

[午後2時00分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮）

それでは、定刻となりましたので、これより平成24年度淀川水系流域委員会専門家委員会の第3回を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課の成宮でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。まず配付資料ですが、議事次第、座席表、淀川水系流域委員会専門家委員会委員名簿、資料－1「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果説明資料」、参考資料－1としまして、「点検項目と観点及び指標の関係」。参考資料－2といたしまして、「一般からのご意見」。参考資料－3といたしまして、「ダム検証における意見聴取について」のあわせて7点でございます。不足資料等ございましたら、事務局までお申しつけください。

参考資料－2の「一般からのご意見」ですが、進捗点検の報告書を公開しています近畿地方整備局のホームページに送付があったものです。本資料につきましては、近畿地方整備局のホームページでも公開しておりますが、流域委員会宛てのご意見でもありましたので、参考資料として配付させていただきます。今後も、こういったご意見の送付があった場合には、委員会でアナウンスさせていただくとともにホームページで公開し、ご紹介させていただきます。委員各位におかれましては、委員会でのご意見を述べられる際に参考にいただければと考えております。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録は会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、25日に開催いたします地域委員会においてお伺いする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますので、ご活用ください。

携帯電話等につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控え願います。

会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようお願いいたします。会

議の進行に支障を来す行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり、退室をお願いしたりする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

報道関係の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。以上、円滑な審議にご協力をお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、全委員10名中6名現在ご出席いただいております。座席表の方に大石委員ご出席でお聞きして書いておりますが、急遽体調不良ということでご欠席されております。それから、現在6名ご出席いただいております委員の方のうち、1名途中で退席ということでお伺いしております。

以上でございます。

冒頭に事務局の方から連絡事項お願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

いつもお世話になっております河川部河川調査官の中込でございます。

本日の進め方につきまして、冒頭に出席定足数の関係もでございますので、ご説明させていただきます。実は、先日連絡調整会議、委員長、副委員長に出していただきまして、今後の委員会の進め方、地域委員会も含めてどうしようかという話をしておりまして、特に今回につきましては河川、人と川とのつながり、河川環境、利水、利用とさまざまな項目があるということで、時間をできるだけ多くとって第3回を運営しようという話をさせていただいて、各委員の方々におかれましては本日は14時から大体17時を少し超えてもやっついこうというような話を事前にご連絡させていただいておるところではございますが、一部の委員が4時がぎりぎりになっておりまして、申しわけないんですが、先ほど委員長とも話をさせていただきまして、4時の間までで今日できるところをやっついこうという話になっております。加えて、先に申し上げたいのですが、前回の連絡調整会議の中で、大体3回ぐらいで委員会をやろうという話をしておりましたが、まだやはり議論がし尽くされていないようなところもあって、特に議論がなされていたのは、今後、来年以降進捗点検自体をどういうふうにやっていくのかという話があり、そういうところについてももう一回ぐらい委員会をやった方がいいのではないかという話が専門家委員会、それから地域委員会両方ともから出てきているような状況でございます。

もともと3回ぐらいで考えておりましたが、次回もう一回ということを実はもともと考えておったところでございます。今回できなかった部分につきましては、その次回の委員会の方に回させていただきながら進めていきたいと思っております。

加えて、先にお話しさせていただきますと、淀川流域委員会、今回の委員会につきましては、進捗点検につきまして意見を述べていただくという形になっておりまして、この意見につきましても、どのような意見だったのかということをしっかり残しておきたいという観点で、前回の治水に関する検討、意見、それから本日説明してご意見いただく部分につきまして、事務局の方である程度整理をしてるような状況でございます。この整理につきましても、次回の委員会の中で皆さんにご確認いただくというような形で、次回委員会も進めていきたいと思っております。従いまして、本日につきましては、4時を時間の期限にしまして、それまでの間審議を行って、次回さらにもう一回という形で考えておるということでございます。

以上でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮）

それではこれより進行につきましては、中川委員長よろしくお願いいたします。

○中川委員長

今日は、ただいま中込さんの方から説明がありましたように時間が限られているということで、早速議題に入りたいと思いますが、今までちょっと私見てて、第1回、第2回の議事録がないのは何か理由あるんでしたっけ。今日も議事録ついてないんですけど、これは何か理由がありましたっけ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮）

申しわけありません、今ご発言された方に確認させていただいてます途中で、まだ確定し切れておりませんので、少し作業が遅れてございます。

○中川委員長

わかりました。

確認することは大事だということでしたので、ぜひともまとまった段階でまず委員の方々に出していただいて、その中で修正、加筆した上で確定したいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

2. 議事

1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

○中川委員長

それでは、2. 議事に移りたいと思いますが、1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等進捗点検結果についてでございます。一応人と川とのつながりから利用まで、要領よく

一気に説明していただいて、議論は時間が来たところで次回にまた回したいというふうに思いますので、まずは説明をよろしく願いいたします。

それと、先ほど竹門副委員長からも意見があったんですが、ある程度事前に説明していただいているというようなことですので、議論になるべく時間とりたいというふうに思いますので、その辺のところは手短かにですね、説明していただいて結構かなと思いますので、よろしく願いいたします。

・人と川とのつながり

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 竹田）

それでは失礼いたしまして、琵琶湖河川事務所です。所長をしております竹田でございます。

それでは私の方から資料－１についてご説明させていただきます。その前に、まず参考資料－１の方を見ていただきまして、本日は参考資料－１のこの点検項目と観点、及び指標の関係ということで整理されております１ページ目の人と川とのつながり、そして２ページ目に続く河川環境と、あと、４ページになるかと思っておりますけれども利水と利用ということでご説明の方をさせていただこうと思っております。

それでは、資料－１に戻っていただきまして、まず、人と川とのつながりということで、これについては、本日の点検項目は日常からの川と人とのつながりの構築ということで、この中で、この構築の中には人と川をつなぐと、それから川とまちということでもありますけれども、本日は、人と川をつなぐということで観点として、河川レンジャーの進捗状況についてご説明するというので資料の方は用意しております。

まず、河川レンジャーとは、目的としてそこにありますとおり行政と住民との間に介在しまして、住民が河川に関心を持つような活動、それから、個別事業の検討段階における意見聴取、あるいは住民の河川にかかわるニーズを収集するというので、人と川とのつながりを深めることということになっております。

この河川レンジャーの取り組みについては、そのページの右側でございますとおり、平成15年ということで、河川水系流域委員会において、レンジャー制度が提言されたということで、これが整備計画の基礎原案に位置づけられ、河川レンジャーのこの15年では2名選任ということでこの時点から始まっておりまして、それぞれ色分けで淀川、琵琶湖、猪名川、木曾川上流ということになっておりますけれども、それぞれの河川事務所で取り組まれているところでございます。

それで、6ページに少し飛んでいただきまして、現状ということで河川レンジャーの状

況ですけれども、まず河川レンジャーの選任ということで、これについてはその黒字で書いてあるところですので、①広く一般から公募しまして、②河川レンジャーの代表者会議等で審査をし、③選任されたレンジャーは事務所長等から任命されるという手続によりまして、これまでの河川レンジャーの在籍人数についてはそこにお示したとおり、平成19年からのグラフで徐々に増加しておりますけれども、近年は横ばい、それから、レンジャーの交代等によりまして、若干人数が減っているというような状況でございます。

下のグラフについては、これまで河川レンジャーの住民等との交流回数ということで示しております、19年から徐々に増えておりますけれども、近年は先ほどと同様レンジャーの入れかわり、あるいは任期ということで、若干回数が減っておるというような現状ということでございます。

こういった形で各河川レンジャーは各河川において活動しておるということです。ここでは、それぞれ具体の活動事例ということでお示ししております、その写真にありますとおり、防災であるとか川の管理、あるいは環境保全といったような啓発、それから、歴史・文化を知る、あるいは出前講座といったようなことで河川レンジャー活動の特徴ということでまとめさせていただいておりますけれども、みずからの得意分野・能力を生かした活動、それからみずから考えた計画に沿って実践する、河川にかかわるさまざまな活動を実践しておるというところでございます。

次のページ、4ページ、5ページについては、各河川での特徴的な事例ということでお示ししております、4ページについては左側に琵琶湖河川、右側については淀川での取り組みといったことで、ここでは、琵琶湖では、協働草刈りといったようなことで住民と行政の間にレンジャーが入って意見交換を行い、その中で協働草刈りを実施するというような調整を行ったという事例であったり、あるいはその下では、安全利用点検ということで、河川レンジャーを中心に河川の利用についてその安全点検を行ったというところでございます。

また、右側の淀川の例につきましましては、この三島江地区におきまして、この水辺の整備におきまして河川管理者の側からは、河川利用を制限していたというところでございますけれども、利用者の側からは、河川利用をもっとさせてほしいというような要望が出ているということで、河川レンジャーが地元住民と行政の間に入って、意見交換でコーディネートを行い、その調整をした上でその下にありますとおり、各エリアで自由な利用ができるエリア、制限つきで利用可能なエリア、立ち入り禁止のエリアというようなことで

調整を行ったというような事例をお示ししております。

次は、5ページの左側は、木津川上流の例ということでして、川の歴史文化を普及啓発するということで、こういった形で啓発活動ということで木津川の舟運であるとか、あるいは食文化について学習会を開きまして、参加者の方に知っていただいたというところでございまして、下のところに参加者の意見とありますけれども、参加者には川のことをよく知れてよかったということで、川についてより理解、あるいは関心を持っていただくという機会がとれたということでございます。右側の猪名川の例につきましては、猪名川の水辺まつりということで、こういったことを行いまして、住民の方に関心を持っていただくということで、レンジャーの方にはその下の写真にありますとおり、ブースで展示を行ったり、あるいは外来種でありますオオブタクサの展示、あるいは生き物と触れ合うコーナーということで、参加者の方に川についてより近づいていただくということで活動を行ったということになります。

・河川環境

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 竹田）

続きまして、環境の方に移らせていただきます。環境については3項目ありますけれども、まず河川環境の1点目ということで、多様な生態系を有する淀川水系の次世代への継承ということで、ここでは、指標としまして、イタセンパラ、ナカセコカワニナ、オオサンショウウオ、アユモドキとありますけれども、ここではイタセンパラについてご説明をさせていただこうというふうに考えております。

イタセンパラにつきましては、国の天然記念物ということで、かつての淀川には数多くのワンドがありまして、多様な生態系があったということで、生息・生育の環境が確保されていたというところでございますが、その下の写真にありますとおり、近年は治水工事等によりまして、ワンドの減少、それから外来魚の増加というようなことでイタセンパラが減少しておるということで、さらにその下のところにグラフがありますが、平成18年からは4年連続でイタセンパラが確認できなかったというような状況でございます。

右側に移りまして、具体的な対応策ということで、このような状況でワンドの造成を行っていかうということで、平成19年には51個までなっておったワンドについて、この20、21、22年ということで整備を行い、23年度末では63個まで増加してきたということで、概ねあと10年ぐらいで90個以上に増やそうというような計画でおります。その下については、ワンドの環境機能ということで図示の方をさせていただいております。

ワンドの再生ということで、ワンドの整備状況について左側の位置図で示させていただいております。各地区について丸印でそれぞれ平成20年から23年までお示しをしておるといふことで、その周りに写真で左下は楠葉、右上で城北・赤川地区の状況、それから右下で唐崎地区といふことで、各地区では高水敷の切り下げ等を行い、ワンドの整備を行っているという状況でございます。

続きまして、先ほどのグラフにありましたとおり、平成18年からイタセンパラが現地を確認できなかったといふことで、イタセンパラの再導入といふことを行っております。その導入のフローですけれども、そこの矢印で4つの四角を書いてありますけれども、イタセンパラの1年間のサイクルというのが左上の繁殖期から始まりまして、右側稚魚で、貝の中で越冬すると。それから、春先になりますと、泳ぎ出して、左下、成長期といふことで夏の間に成長し、また繁殖期、秋ごろに二枚貝に産卵するといふことで、この繁殖期に産卵直前のイタセンパラを放流いたしまして、これによりましてイタセンパラを自然に再導入しようといふことで取り組んでおります。

右側の写真が21年の時の様子、左下が23年度の様子といふことでございまして、右下には21年度の再導入の成果といふことで、稚魚が確認できたといふところでございますが、この時には、成魚までは確認できなかったといふことで23年度に再度再導入を行ったといふところでございます。

ちなみに、平成24年、今年度に入りまして、5月に稚魚が確認できまして、8月には成魚も確認できたといふことは参考に申し上げます。

こういった形でイタセンパラにつきましては、ワンドの造成、それから再導入といふことだけでなく、保全のための取り組みを各種行っておるといふことで、そこに4つ示しておりますとおり、左上のワンドのクリーン作戦、左下、市民ネットワークによる保全、市民団体との保全活動といふことであったり、右上、外来魚の駆除、それから、右下で河川レンジャーによる自然観察会等を行いまして、さまざまな保全のための取り組みを行っているといふところでございます。

こういった形で最後、進捗状況については、先ほどのグラフですけれども、イタセンパラの個体数の調査結果といふことで、平成18年から確認できなかったところで、21年、23年と再導入を行いまして、22年は稚魚まで、それから今年度に入りましては稚魚、成魚が確認できたといふところでございます。また、左下はイタセンパラだけではなくて、ここではタナゴ類の調査結果も示させていただいておりますけれども、平成17、18年につい

ては、かなり数が減っておるといところでございますけれども、近年は徐々にではございますが、増加傾向も確認できているということで、右側、点検結果といたしましては、イタセンバラを含めた在来生物の環境の改善について、今後も淀川環境委員会等の指導、助言を得ながら進めてまいろうというふうに考えておるといことでまとめさせていただいております。

続きまして、河川の連続性の確保ということで、ここについては連続性の確保については魚が上りやすい川ということであったり、水辺や河原の保全、それから、水域と陸域の連続性の確保といったようなことですが、ここでは魚が上りやすい川ということで横断構造物の対策ということで整理させていただいております。

左側に、河川横断工作物の状況ということで、ちょっと図が小さいんですけども、示させていただいております、平成22年3月末時点で97の施設がありまして、このうち66施設に遡上に支障があるということで、その周りには各横断工作物の状況ということで、左下、右下については芥川、猪名川の状況ということで、魚道が設置されていない状況であったり、右上、桂川ですと、魚道はあるんですけども 流量が多くて魚道内が泡立っているということで、魚が上りにくいという状況であったり、真ん中、野洲川につきましては、魚道が河川の両側にあるんですけども、みお筋が中央に寄っているということで、魚道の入り口に土砂が堆積して、魚が上れないといったような支障があるという状況を示しております。

こういったことで、これら各河川での魚道の改良等の状況について次はお示ししております、左上につきましては芥川ですと、これについては新たに魚道を設置しております。左下、桂川については流入量が多かったということで、越流部についてかさ上げ、それから下流端に導流壁、誘導壁を設けるといったような工夫をしているという状況、それから、猪名川については縦断方向、横断方向に隔壁を設けて、魚道としての機能を確保しているという状況、それから、右上、野洲川につきましては、20年度に魚道を設置しまして、今回の対象である21、22年度についてはモニタリング調査を行っているということでお示ししております。

続きまして、魚道の改良、これらについては、ただものをつくるというだけではなくて、NPOであるとか専門家の方と連携を図りながら実施しておるといことで、それらについてお示ししております。まず左上につきましては、木津川上流ということでNPOと連携した魚道の改良ということで、魚道の改良について、その写真にありますとおり、

土のうで簡易的ではありますがつくりまして、魚道の改良についてその検討を行っているという状況ですし、左下は河川レンジャーによりまして、魚道等の前後で環境学習ということで投網や魚道の説明といったようなことで川に触れ合う機会を作っておるとい状況です。また、右上、猪名川につきましては、委員会等で立案した簡易魚道を設置、モニタリング等をし、それらについて検討しておるとい状況、また右下につきましては、芥川の例で設置した魚道についてNPOの方とその改善について取り組んでいるといことでお示ししております。

17ページですけれども、こういった形で取り組みをしまして、66支障があるとい施設のうち6施設について改良を施したといことです。また、右側、点検結果といことで、野洲川と猪名川での例ですけれども、モニタリング調査を実施し、魚道の設置前、後を比較して、魚が上れるようになっていところを確認しておるといこととございですが、引き続きモニタリング等を行いながら、検証もしておく必要があるといところとございします。

続きまして、河川環境の3点目、3つ目最後になりますけれども、川本来のダイナミズムの再生といことで、ここでは水位変動リズムの回復と、流量の確保の確保といことで挙げられておりますが、ここでは水位変動といことで、流況・位況の改善状況といこととお示しをしております。

これについてはまず、これまでこういった水利施設については、治水や利水といことで、その合理的な操作といことで中小洪水が平滑化されるであるとか、あるいは川本来の水位変動が減少されておるといことで、淀川本川と琵琶湖、瀬田川洗堰についてお示しをしております。淀川本川につきましては、増水時の水位変動が小さくなりまして、あるいは平常時の水位を高め維持してるといようなことで、ワンドや水辺の浅瀬が減少してるといようなこととあったり、あるいはワンドと本流との水交換が減少してるといようなことと支障が起きているといこととです。それから、琵琶湖の洗堰につきましては、洪水を防ぐために急激に琵琶湖の水位を下げるといようなことで、これらが季節的な琵琶湖の水位変動に変化をもたらし、生物の生息環境に影響を与えてるとい指摘があるといところとございします。これらにつきましては、右側、環境に配慮した試行操作といことで、淀川の大堰につきましては、平常時の貯水位、OP 3 mから2.5 mまで下げるといようなことで、中小の洪水時の自然な水位上昇を引き起こすといようなことと取り組んでおるといこととです。その真ん中あたりにワンドの絵を載せておりますけれども、

こういった形で水位変動を起こすことで、水辺、あるいはワンドの中での浅瀬、あるいは水際というものが増加しておるというところをお示ししております。

それから、琵琶湖、瀬田川洗堰につきましては、その右下の大産卵と書いた図がありますけれども、雨が降って水位が上昇しますと、従来は治水のために次の出水に備えて、水位低下を図るということですが、雨が降って水位が上昇すると魚が産卵すると。その後水位を下げると産みつけられた卵が干からびてしまうということで、そういうことを防ぐために水位上昇し、産卵が確認できましたら、すぐには水位を下げずに、治水上の支障のない範囲で孵化するまでの期間水位を維持するというような操作によりまして、干出を防いでおるというような操作を行っております。

そういったことで、進捗状況ということで、20ページは淀川大堰ですけれども、左側の上から2段目のところにありますとおり、大体城北ワンド群で浅瀬、浅場が大体1割増加したというふうに推定されるということであつたり、グラフの下側ですけれども、コイ・フナの孵化する時期に城北ワンドで多数の産卵が確認できたというようなことです。

点検結果としては、取水施設への対応であるとか、あるいは生息環境の改善というようなことが今後引き続き検討が必要ですが、環境委員会等の指導、助言を得ながら、今後も改善について検討してまいるというところでございます。

続きまして、環境の最後になりますけれども、21ページということで、ここについては、瀬田川洗堰ということで、コイ・フナの先ほど申しましたとおり産卵が確認されたら水位を維持するというようなことでありまして、その下のグラフは23年度の水位の様子ですけれども、23年度は春先、5月ごろに台風1号、2号が来たということで、急激な水位上昇がありまして、治水上の配慮というか、対応で急激に水位を下げたというような状況をお示ししております。大体緑が目標水位ということで、この10cmを確保すれば、産卵が誘発されるだろうというような水位を設けまして試行操作の方を行っておるといことです。右側については、これまでの状況でして、上のグラフが実際に産みつけられた卵の数、それから、下については、産みつけられた卵はどれだけ干出、干からびているかということを示しております、やはり16年とか23年のように台風等の攪乱が大きい年はどうしても高くなるということですが、ほかの年は低めに押さえられているということです。ただ、引き続きこれらについてはまだまだ改善点がありますので、改善について検討をしていこうということで、取り組んでいるというところでございます。

・利水

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 谷川）

では、続きまして河川の利水、利用につきまして説明させていただきます。

資料－1の方の23ページからになります。申し遅れました。猪名川河川事務所長の谷川でございます。

まず、河川の水を利用する権利があるところの水利権でございますが、水利権につきましては、大きく分けて2つございます。一つは許可水利権ということで、河川管理者の方から河川法23条の許可を得ることによって得られる水利権でございます。もう一つは、慣行水利権でございます。明治29年の旧河川法の以前から取水していて、既得権ですね、許可を受けたものとしてみなされる水利権でございます。こちらの2番目の慣行水利権でございますが、淀川水系におきまして右下の地図にございます43件現状存在しております。こちらの全ては農業用水に関する水利権でございます。この慣行水利権でございますが、許可は必要ないんですけれども、届け出を行うことが一応、法律上は必要とされております。こちらの慣行水利権でございますが、問題点がございます。今点申し上げました届け出を行うこととされており、その中には、流水の量について一応届け出をすることになっているんですけれども、そちらについて必ずしも正確に届け出がなされることがないということ、また、状況によっては届け出がなされないこともあり得るということがあり、それを強制する手段もございません状況にあり、よって、正確に取水状況を把握できないという問題がございます。これによって、ほかの水利利用との影響の予測が困難であること、また、渇水が発生した際に、そこの調整の効果が不明であるということがございまして、こちらの慣行水利権についても許可水利権の切りかえが必要であると考えております。

次の24ページ、今し方申し上げました許可水利権の切りかえの状況でございますが、許可水利権につきましては、また出水期前の水利許可工作物の点検時、こちらは毎年ございます。また、河川区域内の土地の占用許可の更新時、10年に一度、また、取水施設の改築、あるいは土地改良事業などの実施において、許可水利への切りかえを要請しているところでございます。

しかしながら、こういったような説明などを行っているところでございますが、必ずしもその進捗は図られている状況というわけではございません。左下の方に、21年度以降において、許可水利に転換できた事例を2つほど挙げておりますが、いずれもほかの水系における事例でございます。円山川において、堰の改修が行ったのに対しまして、慣行水利権を転換することができた事例と、土師川におきまして長年の指導によって転換ができた

というこの2例を挙げております。

右側に移りますが、一方で淀川水系におきまして平成23年度以降に許可水利権へ移行できたものについてはゼロ件でございました。一方で慣行水利権の更新につきましては6件ございましたが、その都度転換ができたものはゼロ件だったということがございます。この理由でございますが、そもそも慣行水利権というのが既得権としてそれを認めている形になっているものでありまして、これを許可水利権にすることが水利権者にとって全く利水者にとって全くメリットがないということがございます。また、許可水利権にした場合には、その許可の申請をするに際しまして、必要水量などにつきまして多大な資料の作成などの労務が発生するということがあり、全く申請者の方にメリットがなく、デメリットばかりと、そういったような悪条件がございます。

今後この状況につきまして改善していくためでございますけれども、方針といたしまして、まずは引き続き河川法の許可の更新時なり、あるいは取水施設の改築などの機会をとらえて許可水利への転換の働きかけを行っていくということがまず一つ。もう一つ、申請に当たって相手方に労務がかかり、それがデメリットということがございますので、それにつきまして必要な資料などについてのデータ提供など、技術的支援などについて可能な範囲について協力することによって相手方の負担を減らすことで何とかハードルを下げていくと、このような形で対応してまいりたいと考えております。

続きまして、利水の既存水源の開発施設の再編と運用の見直しということで、運用の見直し、こちら、既存水資源の開発施設の運用の見直しにおいて効果を挙げた事例を紹介させていただきます。桂川の日吉ダムでございますが、直近の5カ年におきまして、平成19、20、21年と渇水が発生している状況でございます。渇水が発生した際でございますが、下側でございます渇水対策調整会議を実施いたしまして、渇水時の確保流量の削減や自主節水、あるいは取水制限などについて関係者間で調整することとなっております。平成19年、こちらにつきまして日吉ダムのか流域の新町下地点というところがございまして、こちらのところでの確保流量ということで、通年で $5\text{ m}^3/\text{s}$ 確保することが原則的には必要とされております。こちらにつきまして、平成22年度以降には通年で $4\text{ m}^3/\text{s}$ ということで、暫定運用がなされている状況でございます。19、20、21年につきましては毎秒 $5\text{ m}^3/\text{s}$ ということで、運用がなされていたのですが、その3回のいずれにおきましても、渇水が生じております。19年度におきましては、最低貯水量が37.8%まで落ち込み、それに対応するために確保流量の削減、 $5\text{ m}^3/\text{s}$ から $4\text{ m}^3/\text{s}$ への削減を行う、また、自主節水の呼びかけを

行う形となっております。

平成20年におきましては、最低貯水量は20%のレベルまで達したために、確保流量の削減、こちらにつきましては $2\text{ m}^3/\text{s}$ まで下げることになりました。また、取水者の取水制限率につきまして、上水の20%のカット、かんがいにおいて30%のカットを行うという事態にまで至りました。21年度におきましても、最低貯水量28.3%にまで至り、この意味も確保流量について $5\text{ m}^3/\text{s}$ から $2\text{ m}^3/\text{s}$ への削減、また、上水において20%、かんがいにおいて30%カットという取水制限をするに至っております。

こちらで行った対策なんですけれども、先ほど申し上げました22年からはそれまで確保流量 $5\text{ m}^3/\text{s}$ としていたものを暫定運用として通年 $4\text{ m}^3/\text{s}$ 、毎秒 $4\text{ m}^3/\text{s}$ という形に変えております。これのもたらす効果について説明してあるのが、27ページにある2つのグラフでございます。左側のグラフは平成22年、 $5\text{ m}^3/\text{s}$ から $4\text{ m}^3/\text{s}$ に下げたその年ですが、そちらにおけるその効果について示しております。赤いグラフと青いグラフがございますが、赤いグラフが実績です。 $4\text{ m}^3/\text{s}$ の確保流量通年で行った際の実際のダムの貯水量の変化をグラフで表しております。青は、 $4\text{ m}^3/\text{s}$ ではなく $5\text{ m}^3/\text{s}$ で、つまり前年平成21年以前の $5\text{ m}^3/\text{s}$ で運用していた場合どうなっていたらどうかというのが青いグラフでございます。もし $5\text{ m}^3/\text{s}$ で行っていた場合には、貯水率が50%を切る状況に陥っていたと考えられ、もし、こうだった場合には、恐らく11日間の自主節水を迫られたであろうということが示されております。

右側につきましては、これとは逆に平成21年度、 $5\text{ m}^3/\text{s}$ で運用していた時の状況について、これを逆に $4\text{ m}^3/\text{s}$ で平成22年以降に行っている $4\text{ m}^3/\text{s}$ の運用で行っていたらどうだったであろうかということでございます。もし、こうだった場合に、実績においては、貯水量は30%を下回るという状況にあり、結果的に取水制限が20%、30%カットという取水制限がかかったわけなんですけれども、これを最初から $4\text{ m}^3/\text{s}$ の確保流量ということにしていた場合には、貯水量は50%を切ることはなかったんですが、40%を切るレベルまでは至らず、結果的に13日間の自主節水で済んだらというふうな状況を示しております。

こういったように確保流量のレベルを一定量下げることができれば、当然のことながら渇水の危険は非常に遠のくということがございますので、今後とも利水者の協力を得ながら、状況に応じた適切な運用を図っていきたく、このように考えております。

続きまして 河川の利用ということで、川らしい利用の促進ということで、河川保全利用委員会の取り組み内容、及び回数についてご説明申し上げます。29ページになります。

河川整備計画において川でなければできない利用、あるいは川に活かされた利用を推進していくという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方などを見直して本来河川敷以外で利用すべき施設については、縮小を基本としてやっつけよう、ということになっておりまして、それを担保するための組織として河川保全利用委員会の方を各管内において現状運用しているところがございます。

左下のところに、占用許可制度の流れということで河川保全利用委員会を開催する状況における占用許可の流れが記載してございます。占用者から河川管理者が占用許可申請を受けた後に委員会に対して意見の照会、また、占用施設の状況説明、住民意見の聴取の報告を経た上で、委員会の方から意見書を頂戴いたしまして、意見書を参考に、占用者に対して許可なりを行っていくと、そんなような形で運用しております。

30ページでございますが、現在淀川の水系におきまして、淀川と琵琶湖、及び猪名川の方の管内で河川保全利用委員会の方が開かれてございますが、こちらにおきましては、淀川の管内における開催、運用の状況についてご説明させていただきます。淀川の保全利用委員会でございますが、平成16年度から開催してる状況でございます。近年におきましては、運用についてより改善ということでチェックリストも試行、及び占用者への勉強会の開催というような新しい試みを行っておりますので、そちらのご紹介をさせていただきます。

まずチェックリストの試行でございます。従前におきましては、占用案件の個別の評価、あるいは審議のために、占用施設説明書、カルテと呼んでおりましたが、こちらにつきまして占用者の方に進捗、占用について説明いただくという形をとっておったのですが、個別具体の、必ずしもそれによって占用者、利用者の川らしい利用への取り組みというのは必ずしも見えにくいというところがございますもので、現在個別具体の各項目に分解して個々の要素における状況を明確になるようにチェックリストを導入して、河川整備計画の目指す方向への占用者の意識の向上、啓蒙のような形でできればということで導入しております。

右下の方に表のようなものがございますが、こちらがチェックリストでございます。こちらに個別具体の確認事項が記載されておりまして、こちらについてできているかできていないかということ丸バツレベルで判定することで、どれだけ物事ができているかということが明確になるように導入しているところでございます。

もう一つは、占用者への勉強会の開催ということでございますが、占用者、多くは自

治体でございますが、こちらにつきまして必ずしもその担当者というのは自然環境に対する理解が深い、あるいはそういったものに対する関心が深いとは限らない状況にあります。そういった占用申請の担当者に対して、自然環境の保全に配慮するようなそういった意識の向上を図っていただきたいということで自然環境の保全に配慮するような取り組みについての説明、あるいは河川レンジャーさんによる講義、意見交換会など、そういったものを開くことによって、占用申請者の担当者のスキルアップを図っていく、こういったことを行っております。

続きまして31ページでございますが、こちらの方、河川保全利用委員会に関連して、占用状況の改善が見られた事例を2つほど紹介しております。事例の1つ目、こちらは猪名川の事例でございます。こちらは本来市の方が占用していた緑地目的での公園があったのですが、そこが少年野球団によって不法に占有されている状況が続いていたものを保全利用委員会の審議を前にして占有者の方で、つまり市の方が積極的に是正に取り組んだ形になり、現状は環境に配慮した緑地、希少植物などの植生を復元するようなことも行うような環境に配慮した緑地として再生されている一例でございます。

事例の2番目は、こちら木津川の事例でございますが、従前は1万7000㎡ほどの多目的広場と緑地にわたる広大な面積を占有する公園があったのですが、十分利用されていない緑地広場というものについて占有者の方で縮小に取り組んでいただいた結果、占有面積の半減がなされたという事例でございます。縮減後は、多目的広場の概ね8000㎡という形で縮減がなされた事例でございます。

進捗状況についてご報告させていただきます。河川保全利用委員会でございますが、平成23年度におきまして、3つの管内を合計いたしまして、計14回開催されております。19年度以降、回数にばらつきがございますが、概ね毎年開催されてきている状況にございまして、各河川における占有申請者からの案件に対して川らしい利用の実現に向けた審議を適切に行っている状況であると考えられます。

河川利用の実態につきまして、ご参考でございますが、左側の下の方に示してございます。まず淀川の河川公園の整備済みの面積でございますが、19年から23年におきましては、拡大している状況ではございません。18.6%の整備率で一定しております。また、淀川の方でございますが、利用人数ですが、約1700万人の利用者があり、その利用者の一番多いものは散策、その次は、次いでスポーツ、釣りという形で利用されている状況にございます。

高水敷の利用形態でございますが、左下の方でございますとおり、大体4分の1程度が公園・緑地、また、5分の1ぐらいが民有地とあり、それ以外が特に何もないという状況で、占有面積につきましては、平成19年から23年度まで微妙に減少してはいるんですけども、ほぼ横ばい状態になっております。

点検結果でございますが、川らしい河川敷の利用に向けて今後とも河川保全利用委員会の意見を踏まえて引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えています。

続きまして、点検項目、憩い安らげる河川の整備ということで、3つ、バリアフリー化の内容・実施箇所数、水辺の整備内容、及び小径（散策路）の整備内容・延長ということでご説明させていただきます。

まず1つ目として、利用、バリアフリーということで34ページになります。憩い、安らげる河川の整備ということで、自然に楽しむことに加えて、子供、あるいは高齢者といった弱者が安心して利用できるような配慮、またそれができるような施設整備を進めていくということでございます。その具体的な例として、左下の方に憩い安らげる河川の整備の指標として、平成23年度までに整備を行ったスロープとトイレの設置数の累計を示してございます。上の方がスロープで、下の方がトイレでございます。スロープについては、平成19年から20年にかけて、2件ほど整備がなされておりますが、その後は整備がなされていないという状況にございます。トイレにつきましても概ね19年から23年にかけて横ばいという状況にございます。

点検結果ということでございますが、川を子供や高齢者でも安心して利用できるように現状スロープを15カ所、また、トイレについても約90カ所設置してる状況でございますが、平成21から23年度については、進捗してる状況にございません。今後河川を安全に利用して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進めたいと考えております。

あと、もう一つ、ちょっと並びが悪いんですけども、河川敷などへの進入路のところに車椅子などはいれるけれども、バイク、モーターバイクは入れないようにするという施設の事例を写真で示しております。こういったものも設置によって憩い安らげる河川の整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、水辺の整備内容ということで、水辺の学校の事例を紹介させていただきます。木津川の三本松地区及び笠置地区において、水辺の楽校を整備しております。こちらにつきましては、子供の安全な環境学習あるいは川遊びの場を提供するとともに、河川

管理用の通路を転用した散策路を設けて、観光客、あるいは周辺住民の憩いの場として整備しているところでございます。右側に2つ三本松地区及び笠置地区における水辺の学校の写真を掲載しておりますが、整備前におきましては、護岸が急峻で水辺へのアプローチが非常に困難である状況であったもの、また、その川辺には非常に草木が繁茂していて、非常に近づきがたい水辺であったものを水辺に近寄れるように水辺への階段を整備し、また、散策路をきれいに整備したことによって、環境学習や川遊びの場としての利用が促進がなされる状況になっております。また、笠置地区の水辺の楽校におきましても、水辺への階段、あるいは坂路の設置、また河岸の方の整備を行うことによって、安全性、また、利便性が向上し、環境学習、あるいはカヌーの利用などが促進されている状況でございます。

点検結果でございますが、人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が行われているものと考えております。今後とも引き続いて地域の方々、あるいは河川レンジャーさんの意見などを踏まえつつ、地域に応じた水辺の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、36ページになりますが、小径（散策路）の整備内容ということで、琵琶湖における整備の事例について紹介させていただきます。琵琶湖から流れ出る瀬田川の沿川におきまして、観光資源が非常に多いということで、こちらを連携させるという効果もある小径の整備を進めております。上流側の瀬田の唐橋から下流側の瀬田川洗堰のところに至るまでの両岸におきまして、小径の整備を行うことで、環状の、ループ上の散策路の形成を行い、水辺環境の向上を図っているものでございます。

現状の整備状況におきましては、写真の地図に書いてあります黒いライン及び緑色のライン、青いラインのところは現状整備済みになっておりまして、今残っているのは赤い左のところは少しだけ残っているところになっております。こちらにつきましては、平成25年に橋げたの架設を行って、26年度の完成を目指しているところでございます。これが完成することによって、先ほど申し上げましたループ状の散策路のルートが完成する状況にあります。

最後になりますが、37ページでございます。小径（散策路）の整備の進捗状況でございますが、歩行者の方が河川に沿って容易に移動できて、安全に水辺に近づけるようなこういった整備については継続して実施していくこととしております。全体計画といたしましては、河川整備計画の中で、96.7kmでございますけれども、このうち、宇治川の左岸及

び瀬田川の右岸におきまして整備を進めてきてるところでございます。この結果として、平成23年度までに整備延長として10.31kmの整備を達成している状況でございます。右側の方のグラフでございます。平成23年度までに10.31kmの整備が完了してるといふようなグラフでございます。

今後につきましても、各整備箇所の特徴を考慮した整備内容を検討しながら川とまち、地域間の水辺のネットワークの形成に努め、広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について利用者の視点にたつて活用促進方策についても検討してまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○中川委員長

どうもありがとうございました。要領よく説明していただきましたので、1時間ほど議論できる時間がとれました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

少しよろしいですか。追加というか、もう十分ご承知だと思うんですが、人と川とのつながり、河川環境、利水、利用の点検項目のうち、ピックアップして代表的なところを今ご説明させていただきました。点検項目はご案内のようにいっぱいありまして、実は今見ていただいた資料の後ろにA3版の資料がありまして、前回委員会の中でも全体がどうなっていて、そのうち今回説明したのがどの部分なのかというような話がよく見えるようにということで、このような資料を参考資料にさせていただいております。今説明させていただいたところ以外にも、いろいろとご意見という話になってくると思いますので、この資料なんかも参考にさせていただきながら審議の方をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○中川委員長

ありがとうございました。

まずは、この3番の点検項目、指標で色が付いている箇所について今日は説明していただいたわけですが、順番に委員の皆様方からご意見等をいただきたいというふうに思っています。

それでは、まず川と人とのつながりでございます。河川レンジャーの話が取り上げられております。この平成21、22、23年の進捗点検に関する報告書をしっかり見ていただいていると思いますが、ここで見ていただいて、河川レンジャー以外のことについても何かご

意見がございましたら、それについても意見をいただいても結構かと思えます。

中込さん、そういうことですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

そのとおりでございます。

○中川委員長

よろしくお願いいたします。

まず、河川レンジャー、人と川とのつながりでございますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。この河川レンジャーは、この淀川水系においては、猪名川、木津川上流、それから琵琶湖、3つが立ち上がっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

4つですね。

○中川委員長

淀川ですね。ということは、桂川、宇治川はまだ立ち上がってないと。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

すいません、淀川と言うてるのは、淀川河川事務所ということですので、淀川河川事務所の管内に桂川とかも入っておりますので。

○中川委員長

木津川上流はまた別だということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

はい、そうです。ですので、淀川水系につきましては、一応設定された時期は少しずつずれてはいるんですが、一応全部制度はできてるというような状況です。

○中川委員長

はい、わかりました。しっかり理解してなくて申しわけありません。

いかがでしょうか。特に進捗点検でございますので。

大久保先生、どうぞ。

○大久保委員

この河川レンジャー制度は大変特徴的な制度だと思いますが、4ページのところにありますように、諸外国のゾーニングを見ますと、河川の利用計画とかあるいは流域計画というと、やはりこのぐらいまで細かく書き込んでいくということが普通に行われていて、そ

のために市民参加のもとにこういう計画を立てているようです。ですので、日本でもこういう形でレンジャーという方をコーディネーターにして、細かくゾーニングができてくるゾーンがあるというのは、とてもおもしろい試みだと思うんですが、これ、10年、ちょうど制度を設計から経つということになります。10年たつとですね、何でも制度は見直しがあると思うんですが、それで点検結果の6ページにいきますと、従来の河川レンジャーに加えてアドバイザー制度というものを今度設けたとあります。河川レンジャー自体の数はアドバイザーを加えると23年度がちょっと増えるという形になると思うんですが、点検という形で10年を睨んで制度検討した結果、このアドバイザー制度というのは出てきたんですか。それで、今度アドバイザーも加えて現状の数にしようということなのか、あるいは分野とか、年齢構成とかいろいろなのを見て、もう少し戦略的にレンジャー自体を増やして行って、アドバイザーも加えるともっと増えていくイメージなのか。アドバイザー自身24年度ずっと今年ご活動されてきて、今年は点検の対象になってないと思うんですけども、実際にこの満期退任者の方がどういう形で動いているかというあたり、少し情報としていただけるとありがたいと思います。

○中川委員長

事務局いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

淀川河川事務所の所長森川でございます。

河川レンジャーにつきましては、まず人数ですね、在籍人数というのが19年から23年まで上がっておりますが、例えば淀川の場合でいいますと、各出張所単位ごとぐらいの区域に分けて、その区域でどういうテーマで今後活動していただく必要があるかというのを運営委員会で議論いただきまして、その年どの区域でどういうテーマで応募しようかということで、毎年公募をかけております。その応募されてきた方にこういう活動をしますというプレゼンテーションしていただいて、委員会で選考するのですが、今のところ、募集のところを埋まるどころまでまだなかなか行っていないといえますか、ちょっと募集には足りない状況にはなっているというのが一つです。

ですから、多分ほかの事務所もなかなかこういうことをやっていただこうとか、この地区でやっていただこうと思っても、その適任者がまだ、なかなか見つけるというのが難しい状況であるというのが一つあるかと思えます。

あと、河川レンジャーのアドバイザーなんですが、淀川の場合は、2ページにありま

すように、15年から試行をおこなっておりまして、18年から17年の河川レンジャー体制になってます。その時の当初の考えですと、1年間は試し、試行をやっていただいて、その後2年の任期で、再任をまた2年ということで、その当時はいろいろ次から次にレンジャーさんを作っていくって拡大していこうといたしますか、幅を広げていこうということではあったのですが、その方々がちょうど退任される時期になって、先ほど言いましたように必ずしも新しいレンジャーさんの発掘というのが、なんかうまくいかないということがありまして、引き続き、もともと地域での活動もされている方々ですので、そういった地域での活動は河川レンジャー活動と連携していきましょうということで。ただ、通常のレンジャーさんと違って、そういう活動計画を出していただいたり、その活動計画に対して直接支援をしたりとかということはありませんが、レンジャーさんの活動に会議に参加していただいてアドバイスをいただいたり、あるいは、新しいレンジャーさんの発掘をお願いしたり、何かのイベントの時にはレンジャー活動にも参加していただいてご指導いただいたり、そういうことを継続してしていただくアドバイザーさんをとということで任命しまして、基本的には、退任される方で継続してレンジャー活動とかかわりを持っていこうと言っていただける方にはアドバイザーとして幅を広げていこうということで淀川では考えているところです。

○中川委員長

大体退任されたのは何割ぐらい。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

淀川の場合は、その最初にやろうというふうに言っていただいた方というのは、割と熱心な方々が多いということもありまして、それぞれの地区の代表レンジャーをしていた、代表的な活動をしていた方は大体アドバイザーとして残っていただいているような形になります。

○中川委員長

ということは数名。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

ええ、ちょっと人数はあれですが。全員というわけではありません。レンジャーさんの中にはもうそれでやめられる方もおられるし、ご都合によって途中でやめられる方も当然ございます。

○中川委員長

大久保委員いかがでしょうか。

○大久保委員

ありがとうございます。ちょっとわかりました。

それで、やはり新しい人がどうして埋まらないのかという問題はあると思うんですけど、その辺の分析はまた、わかったら教えていただきたいと思います。本来はどんどん新しく増えていって、交代していって、アドバイザーになるという形がいいんだと思うんですけども、今のところはなかなか後が埋まらないということですね。一点だけ気になるのは、河川レンジャーアドバイザーの方に従来のようなサポートをしていただくということになると、アドバイザーの方がどういうふうに思われるかによるんですが、活動費の支給なしっていうところがちょっとどうなのかなという感じがして、全体として制度が発展できるような形の制度になるといいなと思います。

○中川委員長

まあ、あの、応援のメッセージということで。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

ありがとうございます。この、レンジャー制度そのものは、各事務所でそれぞれ議論しながら進めていますので、ちょっと事務所によってこれまでの経緯とか仕組みも若干違いますが、淀川の場合に、先行していますので、そういう形でやっている。それと、淀川の場合は、レンジャーそのものはそう減ってはおりませんので、アドバイザーが増えてるという形にはなってますけれど、基本的にはなかなか新しい方を発掘するのは難しいなというのがレンジャーさん方の感想にもなってるというところですよ。

○中川委員長

例えば、任期が2年でいいのかどうかとかというのも含めてサステナブルにいく仕組みをもう少しまた考えていただくということかな。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

そうですね、そういう議論もしたのですが、レンジャー活動というのは、結構野外で活動することも多いので、5年10年となってくると、若い方はいいんですけども、だんだんしんどくなってくるということもありまして、やはりそこは入れ替えることによって幅を広げていくと、組織として分厚い組織にするということの方がいいのかなというふうには思っているところです。

○中川委員長

その取り組みを頑張ってもらっていただくということですね。ありがとうございました。

竹門先生。

○竹門委員

今ご指摘のあった「しんどさ」と関係するんですが、制度としての目標がレンジャーごとに検討されてもいい時期にきているのではないのでしょうか。現状の中でこのくらいできればよしとするというような目標があれば、進捗点検において目標が達成されているかどうかを評価しやすいと思います。そういう意味では、交流回数が500というのは、もしかしたら、なかなか達成は難しい数なのかもしれません。つまり、非常にアクティブに活動されてた時の数値であって、これを常に達成すべき目標にしてしまうと苦しくなるように思います。

それから、この数の中身について「人と川のつながりを持たすことにつながった活動」という形で自己評価して、必ずしも500という数字じゃなくて、実質的によい活動が何回できたかを評価できるとよいかもしれません。単純に数字だけを並べても、それがどれだけ目的に対して実効性があるのかというのはわかりませんので。ただ、外からそれを評価しようとしても、中身をよく知っていないとできないので、システムとしての評価自体を、各レンジャーさんたちをお願いをして、今後どのようにレンジャー活動を進めていったらいいのかについて検討してもらうことを提案したいと思います。

それからもう一つ、その実質的な中身に関しては、必ずしもレンジャーの制度で閉じるものではなくて、結果的に環境がよくなる活動ですとか、あるいは治水に対する意識が高まる活動ですとか、他にも河川管理に資するような活動であれば、そちらのサイドからレンジャー活動を評価することもできるわけです。その意味では、これはレンジャーに限ったことじゃありませんけれども、指標のもう一つ外側にですね、他の点検項目に対する貢献度のような欄を設けていただいてですね、それでレンジャーは掲げた河川管理目標に対して貢献しているという形で評価されるといいのではないのでしょうか。

○中川委員長

いかがでしょうか、事務局。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

まず、回数に関しては、平成21年ぐらいが多いんですけど、これは多分淀川改修100年とかそういう大きなイベントもありましたので、その関連の回数も多かったように思います。ですから、単純になかなか交流回数だけを目標にするというのは先生おっしゃるよ

うに難しいのは承知しております。それと、中身に関しまして、この6ページの上の施策の概要のところ、河川整備計画に書いているような内容を書いています。河川レンジャーの説明として、行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民の意見の聴取や住民の河川にかかわるニーズの収集を行うと。当面は、河川に関わる環境学習や文化活動、動植物の保護活動、利用者安全指導とかいうことで、最終的にはそれ開催して意見聴取とかニーズの収集とかということを目指しているわけですが、今のところはまだ当面のこういったいろんな文化活動ですとか保護活動、そういった個別の野外活動が多くなっているということもありまして、そういう意味ではその交流の中身をどう評価するかということもこれからの課題だと思っております。

そういうこともありまして、その事例の一つとして、先ほどゾーニングなんかの議論にレンジャーさんが主体となって住民の意見を聞いていただいたという例を挙げておりますが、それを指標としてどれがどれに該当するかはなかなか難しいので、ちょっと検討が必要かとは思っております。

以上です。

○中川委員長

竹門委員がおっしゃったようなことも念頭に置いてという事だと思うんですね。恐らく結果的にはそれが物すごく大事やと思うんですね。イタセンパラの数が増えてくるとかね、あるいは治水に対するなんていうかですね、避難勧告とかのそういう避難行動につながってくるとか、いろんなところに波及してくると。だけど、それを分析するのは非常に難しいかもしれない。だけど、そういうものが後ろにあるよということが大事だと。だから、その取り組みも、もう少し取り組みの内容がわかればいいんじゃないかという、そこに帰すると思うんですね。そういう検討をまたおいおいやっただければなというふうに思います。

ほかございませんでしょうか。

次に移ってよろしいですか。時間も限られておりますので。

それでは、河川環境に移りたいと思います。河川環境は、イタセンパラ、それから堰、落差工の改良、それから、堰の水位操作というような項目になっておるわけでございますが、順番に行きましょうか。では、イタセンパラを取り上げてのわけです。アユモドキ、ナカセコカワニナ、オオサンショウウオ等々ございますが、今回はイタセンパラというこ

とのご紹介があったわけですが、いかがでしょうか、この点検の進捗状況いかがでしょうか。

ちょっと教えてほしいんですけどいいですか。竹門先生に教えていただければいいと思うんですけど。タナゴ類というのは、同じこの生活の、一生は同じなんですか。

○竹門委員

いや、種類によって生活史のパターンは全然違うんですね。親魚が二枚貝に卵を産んで、卵が孵化したら仔魚が浮出することや、仔魚が特定のエリアで成長してから本川に入るという基本的なサイクルは共通していますが、繁殖・成長の各タイミングや、それぞれの時期に好きな環境は種類によって違ってきます。

○中川委員長

ということは、やはり一口にタナゴ類の調査結果から、いや、イタセンパラだけでタナゴ類の生活環境、河川環境がちゃんと把握できるというわけでもないということですか。

○竹門委員

ただ、この下のグラフを見ていただくと、タナゴ類全部をひっくるめた数字となっています。この数字自体はそのような生活を送る魚類が健全に暮らせるかどうかの指標になっているとは思いますが。

○中川委員長

これイタセンパラ除いてますから。だけど、これとイタセンパラの発現というんですか、確認のあれと比べると、結構似てるなというのがありますよね。

○竹門委員

そうです。

○中川委員長

ということで案外イタセンパラを代表してタナゴ類を評価できるということに近いんですか。

○竹門委員

そうですね、「イタセンパラがたくさんいる環境であれば、ほかのタナゴも暮らせる」という言い方はできると思います。

○中川委員長

ありがとうございます。

これはやはり竹門先生の専門のところでございますので、何か進捗点検でご意見ありま

すか。

○竹門委員

進捗点検で足りないと思うことは多々あるのですが、それは、環境委員会で私がちゃんと仕事をしきれてないという意味で言いにくい部分もあります。結局のところ、イタセンパラの現状は決して改善されていないわけですよね。再導入の試みをした結果、定着が認められたという点は、確かに明るいニュースなんですけども、彼らが暮らすエリアや個体数が自主的に増えたという形にはなってませんので、手放しに改善に向かっているとはいえ切れない。再導入をやめたら、彼らがちゃんと生息していけるのかについてはまだわからない段階なんですよね。そういう意味では、今までの手立てが本質的なものを射ているとは限らず、まだやるべきことがあるのが現状だと解釈出来ます。じゃ、何が足りないかというと、やはり局所的な対応しかしてないということでしょう。実は、河川環境の改善を図る上で必要なことは、既に点検項目の中にはかなりうまく盛り込まれています。例えば、連続性の回復、生態系として見る視点、ダイナミズムの確保といった項目は、すべてイタセンパラの生活にとって必要な条件に関わっており、これらの項目が改善すれば、イタセンパラも復活するという図式がある。具体的に言うと、仔魚が浮出する時に、外来魚が入ってこれないような浅い水辺に仔魚が浮出すれば、大きく成長できて次世代につながります。ところが、現状ではワンドを造成しても、外来魚が入ってきてしまいます。入ってこれないような環境をつくるために何が必要かということ、実は、その次の項目で検討されている位況、流況の改善が関わっています。水位操作によって非常に浅くてほかの魚が入れないような水位環境をつくれるかどうかにかかっているわけですね。本来ですと、まさに自然のダイナミズムが、融雪増水の時にできた浅い水辺が仔魚のゆりかごになるという形で機能するのですが、現状では流量が人為的に平滑化されているために、小手先の水位操作をしたとしても、根本的な環境改善に結びつきにくいということがあるわけです。そういう意味では、次の項目のダイナミズムの改善を、イタセンパラの生息が可能になるようなダイナミズムの再生という形で項目を結びつけて検討しないといけないということになります。

○中川委員長

ありがとうございました。

徐々にというか、なるべく早急にかな、ワンドを整備するといった、要するに、必要条件をやはりちゃんと増やして行って、トータルとして必要十分な条件を整えていくという

ことですよね。

○竹門委員

これまでのところ、一点突破的に局所的な再生をする発想になっているんで、広い意味での河川環境条件を改善していくという事業が必ずしもできていないということです。

○中川委員長

そういう意味では、その広い意味での改善、それぞれの改善がつながっていくというか、そういった取り組みがまた今後期待できるというふうに見ていいのか、ワンドしか作っていかないのかというのは物すごく気になるんですけど。どうなんでしょう。

○竹門委員

ですから、先ほど申し上げたように、進捗点検にもう一つ列を作って、イタセンパラに対する改善目的に対して、位況や流況の側からアシストできたかどうかとか、あるいは外来魚対策に結びついたかどうかという形で複合的に評価をしていくことが必要です。この列の評価が多数出てくることによって、真に生息場の改善というのが図られるというわけです。さらに、それをだれがやるのかといった時に、外来魚を除去したりするような作業を、環境調査会社自らがやったらお金かかってかかってしょうがないわけですよね。一方、地元の人達がそういった活動に主体的に参加することになれば、実効性のある改善策になると同時に、人と川のつながりを濃くしたことにもなりますので、経費削減まで加えると一石四鳥ぐらいになるかもしれないですね。ところが、現在の進捗点検では、それぞれの事業目的に対してしかされていないところに問題があります。この例のように項目間に繋げて評価していくことが必要だと思います。

○中川委員長

そういう意味では、この指標の中に外来種問題の啓発とか、あるいは川のダイナミズムを取り戻すとか、あるいはワンドやたまりの保全再生とかいうそれぞれの項目がやはりちゃんと進捗してくれば、お互いにこう、クロスチェックかければ、イタセンパラとかタナゴ類の住める環境がだんだん満たされてくるといいでしょうか、そういう条件が整ってくるという。

○竹門委員

ベースアップしてくるといいます。

○中川委員長

ということですよね。ですから、今回はイタセンパラという指標で見れば、こういうこ

とであったということですが、今後はその辺を相互に見ていくというふうな努力もしていきたいなというふうに思います。

ほか、意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次の既設の堰・落差工の改良というところでございます。66の施設が魚類の、魚類、これはアユと考えていいのかな。いろんな水生昆虫も含めてでしょうかね。

○竹門委員

カニとかエビとかもです。

○中川委員長

甲殻類も含めて遡上に支障が出る施設が66あるということございまして、そのうちの6施設について改良が実施されたということでございます。

今回整備計画の中では、この66施設全部何かしようというのか、ある程度目標を持って何施設かというのは、これは決まっていたんですかね。事務局、ちょっとそこは教えていただけますでしょうか。決まってない。

例えば、進捗点検だったら、66分の6できたというような、そんなね、評価の仕方もありますし。だけど、この66施設全部改良するというのは、例えば、今後60年とか100年とかというスパンで見てるのかどうか、その辺のそこはどうだったんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

整備計画自体の話を少しさせていただきますと、魚が上りやすい川への再生という項目がございまして、やはり全ての施設を断定的に何年間においてやっていくというところまで、この整備計画自体が20年から30年という超長期じゃないのですが、それでもやはり来年やることというところまでの具体性は実は持ってないような整備計画でございます。そういう観点から、書かれているのは、大阪湾から桂川、嵐山地区までの区間については概ね10年間で必要な対策を実施するという言い方で、具体的にその60何施設をとというような書き方にはなっておりません。ただ、既設の堰・落差工の改良ということで、一部の大きなものについてはやっていきますということが整備計画の中に記載されておるような状態です。

66施設との関係が整備計画の中では書いてはいないんですけれども、改めて今回の点検に合わせてチェックしたところが66施設必要があるところがあったというところを整理させていただいたというところです。

○中川委員長

となると、この、例えばなぜ猪名川が入ってきてるのかとか、説明に。これがちょっとよくわからないのだけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

先ほど、一部だけお話しさせていただきました。猪名川につきましても記載はございまして、猪名川については個別具体の堰の名前も少し入っております、大井井堰とか三ヶ井井堰。そういうようなものが整備計画の中にも記載されているようなところです。

○中川委員長

いかがでしょうか。進捗状況と点検でございますが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

もう一回改めて、今話しありましたが、66施設の中にも他施設入っておりますし、整備計画の中では、なかなか難しいんですが、他施設も入れさせていただいて、できれば改良していただきたいということと呼びかけていくということを整備計画の中でもうたっているというような理解です。

○竹門委員

これも一つ意見を言わせていただいて。

今回はオレンジ色のハッチ部分が説明されてるわけですが、河川連続性については、沿岸海域・支川・上流域をも全部合わせた形で連続性を高めることを目指さないといけないはず。そうすると、今回の6施設についてこの観点から評価するならば、どの生態系からどの生態系までを結びつけることができたかという評価が本来あるべきでしょう。具体的にいうと、沿岸と河口、河口と下流域、下流域と中流もしくは渓流域などが挙げられます。つまり、今回の連続性の改善が下流域から中流域ないし渓流域へ魚が上がるようになるのに役に立ったかどうかということですね。上流に関して言えば、溪流とその源流域を結びつけることができたかどうかという観点で見ていく必要があるということです。また、評価手法についてですが、魚類の「遡上個体数」は非常に有効な指標になるわけですが、これについても、先述のような地域住民が参加することによって定量的なモニタリングを効果的にすることができるというような考え方で結びつけていただければいいんじゃないでしょうか。

○中川委員長

ありがとうございました。そういうことも17ページにいろいろ書いていただいているわけですが、事務局特に何か回答することございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

おっしゃるとおりでございますし、うまく説明できてないところもありますし、さらに今の竹門先生の話なんかも踏まえながら改良していく必要があるんですけども。

今委員長から話がありました17ページに平面図で小さくて全然見えなくて申しわけないんですが、結局どこからどこまで何が行けるのかというところを常に把握しておくということが大事と思っております。この図でいきますと、青いところについては一応我々の中で改良したりとか、あるいは改良しなくても遡上がある程度可能ではないかなというところで、赤いものについては、なかなか厳しいのではないかなというところで把握しながら、どこからやっていくのかということを考えております。見ていただきますと、本川というよりは支川へのつながりの部分でありますとか、そういうところが淀川については結構厳しいところがあるのかなということで、本川よりも支川の方が自然という観点では小川みたいな感じになってるんで、そういう観点からも必要性は高いのではないのかと思っております。こういうところを一つずつ全体見ていながらやっていくことが必要と思っております。

○中川委員長

ありがとうございました。

○竹門委員

もう一つだけ。淀川本川や猪名川等にとっては、内湾—汽水域—河川の連続性が非常に重要なポイントになるかと思えます。その際に、現状では、既設の堰・落差工の改良内容という形でその堰の連続性というところだけに観点が置かれているんですけども、その結果的に、淀川の場合には大川と新淀川が汽水域として大きな価値を持つてるわけですね。この汽水域としての機能が高まれば、連続性も高まることとなります。ところが、現状では、淀川大堰から下流の新淀川のエリアが極度に不連続になってるわけです。海水の濃度でいったら、20パーミルぐらいの濃い海水がすぐ直下に来てしまっています。つまり、連続性を高めるという意味では、ここにもう少し淡水を供給してあげて、汽水域の環境をつくり出すということが究極的な河川の連続性という概念につながります。したがって、内湾環境の評価について、もう少し実質的な環境改善策に結びつく指標で今後見ていっていただきたいということです。

○中川委員長

はい、事務局どうでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

先生、十分ご理解というか、知った上で今のご発言だと思っておりますので。あえて、余りあれなんですけども。できることっていうのをですね、やっぱり淀川大堰の運用と環境というのを両方をどういうふうにできるのかということをお互いに譲り合いながらですね、できていくのかということ先生言われているのだと思っております。何ができるのかというのは、これは双方で考えていくということで、今の話は受けとめていきたいと思っております。

○竹門委員

もちろんそのたくさんある河川の要請の中で、具体的に方向性を出さないことには前へ進みませんので、今回の提案をすぐに実現することは無理だとしても、そういうニーズを絶えず考慮しながら方向性を検討していくしかないということです。

○中川委員長

よろしいでしょうか。それでは次の、淀川大堰による水位操作の改善内容、瀬田川洗堰による水位操作の改善内容でございますが、いかがでしょうか。現在のところ、淀川大堰については、OP+3.0のもの、OP+2.5というようなことで、ちょっと変動幅を増やそうというようなことですが、現状としてはOP+2.8ぐらいの運用操作でしてるということでございます。

さて、進捗状況の説明につきまして何かご意見ございますでしょうか。

先生、どうぞ。

○大野委員

参考までに、19ページについてですが、魚の産卵の孵化という点では、ヨシの干出を防ぐというのはいいですが、ヨシの発芽時期と魚の産卵の時期がちょうど重なる場合があります。もしヨシの再生を考えるのであれば、ヨシの発芽時期には水位は低い方がよく、冠水状態が続くとヨシは再生しません。そういうことも踏まえて、水位調整をどうするかというのは非常に微妙なところだと思います。

例えば、私は西ノ湖を調査していますが、現地の状況を見ますと、意外と在来魚はヨシに限って産卵しているのではなく、結構、ゴミだとか人工の産卵藻のキンランとかにも産卵してるので、そういった人工物を産卵場として提供するというのも一つ方法としていいと思います。

以上です。

○中川委員長

ありがとうございました。

何か事務局ございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 竹田）

現在は既存のというか、あるいはこれまで再生ということでヨシを植えてきたような場所をとらまえてこういったことを進めてるわけですけども、今お話しもいただきましたので、今、これもワーキング委員会を立ち上げていろいろご意見聞きながらその試行操作については改善進めているわけですけども、その先、また今のお話も参考にしながら、いろいろ検討を進めていきたいと思えます。

○中川委員長

ちょっと私教えてほしいんですけど、21ページのこの平成23年度は、産着卵数は、琵琶湖の草津、湖北、高島全体で多いですよ。だけど、これ一部が干上がってると。その干上がった量も結構平成23年度は多いという結果になってるんですけども、その結果、トータルとしてどうだったかというようなことはわかるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 竹田）

トータルとして、要は、今、率だけをここではお示ししてるので、どれだけ産みつけられた卵が干からびずに残ったかというお話だと思うんですけども、率でいうと、数%だったものが30%の干出率ですけども、産みつけられているもの自体の絶対量がかなり多いので、生き残った数としては例年よりも多かったという、ちょっと今ここでは数がお示しできませんけれども、多かったという結果になっています。

○中川委員長

その理由は何なんですか。要するに、こんだけ干からびた率が多いんだけど、物すごくたくさん産んだというその環境は。干からびた理由というのはわかるんです、ずっと下げちゃったからですよ、これ。だけど、卵の数が多いって、何かあったんですか。その操作上。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 竹田）

操作上は、23年度というのがいずれにしてもそのこのグラフにあるとおり、5月の上旬と下旬に台風が来て、非常にこの時期は水位変動が大きくなったということで、そういう意味では、干出を防ぐという意味では非常に厳しい環境であったわけですけども、この5月に限らず、4月の時点から産卵が回数が多かったという年でありまして、ちょっとこれに

については、まだちょっと多かった理由まではちょっとたどりつけていないという状況で、一応今、先ほども緑のラインがこの目標水位ということで、琵琶湖の水位で+10センチを確保できるように、水位を操作していくということをしてるんですけど、要は、これより上だったら、高いと、産卵が起きやすいという観点で操作してるんですけども。今年もほぼ10センチというのはクリアできていたんですけど、24年度は23年度に比べると、台風は来なくて、割と穏やかな水位変化ではあったんですが、数としては、多くなかったという状況もありまして、このあたりはちょっとどうしてかというのはまだこれから研究の余地があるというか、いろんな方に研究していただく題材になるのではないかというふうに考えています。

○中川委員長

平成16年も同じような傾向がありましたね。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 竹田）

平成16年も御存じのとおり台風が連発で来たような年ですので、そういう結果だと思えますけれども。いずれにしても、台風あるいは低気圧等で大雨が降ると、まとまった雨が降ると琵琶湖の水位が上がるので、どうしても下げにいかねばいけない。となると、水位維持ができない、干出という意味では、率が悪くなるということですが、ちょっと16年の絶対数はあれですけど、恐らく傾向としては23年と同じような傾向なのかなとは思っています。

○中川委員長

またその辺のところを分析していただければというふうに思いますけど、何か、竹門先生ございますか。

伊藤先生、どうぞ。

○伊藤委員

先ほどから項目間の波及効果というような話が何回か出ましたが、それと反対のことを申し上げるようで恐縮なんですけども。

こういった一つ一つの項目については、好ましいと考えられる方向でやられているわけで、それは結構と思います。しかし、参考資料1にありますように、全体の中の一部をピックアップして見ているだけなので、総合して見た時には、各項目間でトレードオフの関係にならざるを得ないものがあると思うんですね。

今みているのは、川本来のダイナミズムに関する項目ですが、これを利水者の立場か

ら見ると、この流域には結構大きな都市が上流から下流まで張りついていて、汚染物質の流出事故が頻繁に起きているのです。例えば、油の流出事故は年間30回ぐらい起きているし、ガソリンスタンドから灯油が流れ出したこともあります。昨年5月には、関東地方の利根川流域で、工場から排出された化学物質と浄水場で入れる塩素が反応して、ホルムアルデヒドが高濃度でできて、その結果大きな断水事故が起きたこともありました。

そういう観点からすると、ここで言っている平水位を減らすことは、水道水源としてのリスクとしては、それを上げる方向になってしまうと思うんですね。水道事業者としては、恐らく水量はきちっと確保して、希釈効果を持たせられるようにしておきたいところでしょう。淀川の流量の20%ぐらいは下水処理水ですし、それに対する希釈効果もきちっと持ちたいと考えるわけです。それから、さっき申し上げた汚染物質が流出した場合には、堰ですね、瀬田川洗堰などを一時的にオープンしていただいて、水をフラッシュしていただくような、そういう操作もお願いしたいところだと思います。さっきの利根川の例では、上流のダムを国交省が開けてくれて、河川水をフラッシュするのに協力してくれたのです。

そんなふうに、この項目そのものについては結構ですが、これとトレードオフの関係にあるものがあると思います。そのようなトレードオフ、あるいはジレンマの関係にあるものについては、難しいですが、つき合っていくざるを得ないと思うのです。そういうことについての考え方や、各項目間での連絡調整の仕方など、お考えがあれば伺いたいと思います。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。

確かにこっちを立てればあっち立たずというようなこともないことはない。その辺の調整が大事だということですが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

先ほど竹門先生と話をしていた話がまさに伊藤先生がおっしゃった話に直結だと思います。もちろん、こっちだけを見ているというと、ほかのところに影響出てくるという話になってるんで。だから、我々思ってるのは、お互いにどこまでできるのかというところをいろんな知見、新たな知見なんかも入れながら探っていくところが一番大事なところですし、それから、もう一つは、先ほど利根川の例を言っていただきましたが、ああいう話なども、厳しいかもしれませんが、緊急の時には、何かをするためには、お互いにどんな感じになってるのかという状況をちゃんと把握しておく、環境側も利水の条件はどんな感じなのか、

あるいは利水側も環境はどうかというところをお互いに把握しておくということがすごく大事なのかなと思っております。簡単にできることじゃないと理解しているので、簡単に言えないと思ってるのですが、そういう気持ちでやっていくことが大事なのかなと思いつながりながらやっていくということだと思います。

○伊藤委員

具体的な項目については何かありますか。例えば、淀川環境委員会が大事な委員会というのはわかるんですが、ほかにも委員会ありますよね。淀川水質汚濁協議会など。そのような中に入っている水道事業者、下水道事業者が望む姿に関連して、必要な調整などはされますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

一つは、我々は両方をよく見ながらということで、我々がまずハブになってるということの一つ言えると思っております。そのほかにも、具体的に直接お互いにその話をするような場というのは、あんまり、ぱっと出てこないですけど。

○竹門委員

環境委員会で、淀川大堰の水位操作に対する議論をした際に、上水の取水口のOPがどこにあるかという情報集めまして、水位をどこまで下げられるかという課題を厳密に検討した時があります。その結果、可能な水位変動幅というのは思いのほか少ないことがわかりました。環境委員会の方で幾らダイナミズムの再生が必要と言っても、できないものはできないわけですし、たかだか50センチの範囲ぐらいしか上げ下げができないという事態になってしまうわけですね。ところが、この水道局の設備が老朽化して、取水口のつけかえが行われる際に、取水口の高さをできるだけ深いところに設けていただければ、たとえばそれが2センチや3センチであったとしてもその分変動幅が増えることになります。そういった要望を環境委員会の方から利水権者をお願いをしたケースはありました。ただ、それが、その双方向でうまいこと事業として進んでるかということ、そうでもないんですけども、少なくともそのような意見交換は行われた例があるということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

今の話、20ページに淀川大堰の操作で書いておりまして、10ページの上のところの淀川大堰の水位操作の改善というところに、「淀川大堰湛水域の取水施設を改良し」ということで、取水の方を改良しないと整備計画としてもできないという、まずは取水優先ということになってます。20ページの右側の点検結果のグラフの上のところの文書を見ていただ

きますと、その上の方の大きなところの下の方ですけど、「また、大阪府の大庭地区浄水場では取水口改築を実施したが、磯島取水場では土砂の堆積等が見られる状況であり」ということで、これが今制限になっております。大庭地区につきましては、スーパー堤防の事業で取水口の改築が終了しておりますして、水位は下げられる状況になってると。磯島のところは、土砂の堆積がしやすいところですので、現在対岸に水制といいますか、水の流れをコントロールする施設を作って、できるだけ土砂を堆積しないような対策を、今年度やってますので、この進捗点検には入れられてないんですけども、取水の改善を図っているところです。そうやって取水の改善をすることによって、こういった環境のための操作の幅は確保していけるということで、そういった形の優先順位はつけております。

○伊藤委員

この項目については、そういうことで、各機関と連携して進めていただくということで結構だと思います。ただ、さっきの話では、項目間の波及効果を見えるようにした方がいいという話でしたが、私の話としては、項目間のトレードオフ関係ですね、こっちを立てればこっちが立たずということを正直に示すということもやる必要があるのではないかと思うわけです。

○中川委員長

それでどういうあたりで折り合いをつけるかみたいなことも判断として必要になってきますね。事務局よろしく願いいたします。

大久保委員、ちょっと大久保委員が4時までということで、またこの委員会は私は成立させたいと思いますので、これから大久保委員がご質問されるということと、それから通しで、最後までご意見いただきたいというふうに思います。通しというか、利水ですね、それ含めて利水、利用含めて4時までご意見いただいて、この会、一応成立させていただきたいと思います。ご協力よろしく願いします。

大久保委員、どうぞ。

○大久保委員

それでは、1点、河川環境のところは、やはり原則的な話としては先ほど竹門先生が言われたように、河川のダイナミズムとかあるいは順応的管理とか基本的な姿勢というのはすごくはっきり出てきているかなというふうに思うんですけども、ただ、この施策の優先順位というのをつけるといった時に、今伊藤委員からもお話があったし、それから竹門委員からもお話があったんですけども、いろいろなものの利益調整しているというお話

がありました。それで、その時に利益調整するのは当然ですが、例えば、先ほどの66施設であれば、どういう基準で優先順位を決めているのか。そこから見ただけの場合に、優先順位として上にあるものでできないことの原因は何なのか。その原因は、こういうこととの調整が必要なんですよというところを明確化していくことによって、じゃ、どういうふうに利益調整していきましようかというのが見えるかなというのが一つあります。

それからですね、2つ目として、恒常的な話と緊急時の話は分けた方がいいかなと思います。事故のような話は水濁法との連携とか、事故時にどこまでどういうことができる仕組みになってるかということだと思いますので、恒常的に問題となる所と事故時の話はちょっと分けた方がいいかなというふうに思いました。

それから、利水のところも。

○中川委員長

ちょっとごめんなさい、僕がちょっと言い間違っ、この委員会は、今ずっと成立してるんですが、ここまでは今日成立という話ですので。すいません。例えば、もし利水のところで不十分であれば、次回は利水から始めるというようなことで、それ以前は成立ということをお願いします。

どうぞ。

○大久保委員

すいません、今日はちょっと大学の急用ができてまして申しわけありません。4時10分ぐらいまでは大丈夫でございます。

それで、利水のところは、幾つかあるんですけども、許可水利権のところは、大変難しい問題なので、そう簡単にはそんなになかなか滞って進まないというのはそうだと思うんですけども。それで、24ページで、今後の方針のところ、必要に応じてですね、いろいろなサポートを行っていくということなんですけど、これは、全部でサポートができればいいわけですけども、やはり、許可水利権化した件数だけではなくて、量の問題もあると思うので、切りかえの時に重点的にやはりサポートを入れるべきところは入れるという、メリハリがあった方がいいかなというふうに思います。

○中川委員長

量というのは。

○大久保委員

どのぐらい使ってるか、許可水利権でとってる量があるわけですね。

○中川委員長

ああ、取水量。

○大久保委員

ええ。その流量によってまた出てくるものというのが、生々しく出てくるわけですので、そこはちょっと考えられるところじゃないかなというふうに思いました。許可水利権化という話です。

○中川委員長

まず、その許可水利権のところの、事務局、今の久保先生のご意見に対していかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

順番に。優先順位の話が冒頭、魚が上りやすい施設の関係の話ですね。先ほど、平面図を見ていただきましたが、個別に把握はできてないので申しわけないんですが、一般には、先ほども話をしましたように、どこからどこまでどういうものが行けるのか、そのためにはどの施設からなのかという優先順位等々は、考えながら順番を考えておりますので、あと、それについては、先生がおっしゃるのはそういうのを明確にしながらやっていくということだと思いますので、そのところはまた我々もそういうのに努めていきたいと思っているし、こういう場でもそういうところをPRさせていただくことが必要と思っております。

それから、恒常的な場合と事故の場合を分けるというのも、これもいろいろ考えていきたいと思っています。ただ、これもまた一つ難しい問題で、ここもびたっと分けられるかという、なかなか分けられないところも出てくるような感じです。もう少し頭の整理が必要かな。でも、そういうことを分けながら考えていくというところはヒントをいただいたと思っているところでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部広域水管理官 中村）

66施設の取水施設なんですけども、我々の施設に魚道を造るのはは国のお金でできるんですけど、他省庁のよそさんの施設は、よそさんの了解をもらわないと、国のお金でできないんですね。そうすると、よそさんのナルミ井堰というのがあるんですけども、ここ、結局、材料費がうちの金で、あとボランティアの人とか、事務所長をはじめ職員とか、一緒に土のうを積んで、そうやってやっとできたという、一つはそういう難しさがあるというのを知っていただきたいというのが1点、それと、慣行水利権なんですけども、量的に

わかってないものも実はあるんです。多分先生の言われているのは、大きい量からやった方がいいんじゃないかというような。

○大久保委員

いや、あるいは流量を把握は全てやる。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部広域水管理官 中村）

実際問題なかなか数的には教えてもらえない施設もあるんです。結局、堰を改築するような時に合わせてやってもらおうと。今、別の川なんですけども、揖保川のところでも、やっぱり統合堰で4つの堰をまとめて、1つの統合堰にするんです。そうすると、流量的コントロールするんで、今までの慣行水利権も許可水利権に切りかえるというのでやってるんですけども、これも、一つやるのに、実をいうと、その調整して4年とか何年かかかってしまってるんです。それも仮置きで数字を入れて、もう一遍その流量を流して、そのとおり良いか、お互い調整していきます。この量でいいかどうか、というのがあるのです。滞っているのは利水者にとってメリットがないということで、書いてあるとおりです。工事が発生した場合が一番のチャンスなので、そういった時に、できるだけ今後の方針に書いてあるような方針で、我々のできる範囲のお手伝いをして、なるべく許可水利権への切り替えに持っていくというやってるといのが現状でございます。できるだけ努力はしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○中川委員長

ただ、6件の更新があつて、許可水利権は結局はできなかったわけでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部広域水管理官 中村）

更新なので、そうです。

○中川委員長

だから、今おっしゃったことは、ほとんど私は今後も可能かなといった時に可能じゃないんじゃないかなという心配は持ちますね。どういうことが新たなインセンティブと加わったために、今後の更新に対しては、許可水利権化が可能になるかというかね、何か言っていたら、こういうインセンティブがついたんだ、こういうメリットが発生したんだと、あるいは、こういうことで何かいけそうだとかということがないと、6件やって6件ともだめで、それで、いや、こういう今後の方針でやっていったり、改築の時に努力しますと言われても、何かこれはすごく私は書いてるだけであつて、実行可能かなというのは物すごく疑問なんだけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

一件一件なぜその法定化できないのかという理由というのを、もう少し考えていく必要があつて。それがここで言ってる利水者にメリットがないという話になってしまうと、もう身も蓋もなくなって、今先生がおっしゃるように、本当にできるのかという話になってくると思うんです。それで諦めてしまうわけには我々いかないと思つて、そうすると、ものによっては、今さっきデータがないという話がありましたけど、本当にデータが全くとってなかったりするところもあつたりするのです。それがあれば、動けるところとか、そういうようなものも探したらあると思うのです。そこをちゃんと我々は一件一件ここにはどこにああいうのがあるのかというのを見ながら、一つずつでも潰していくということをやっていくということが必要なのかなと。単にデータの提供と技術的支援をすれば解決するという問題でももちろん無いと思うのですが、一件一件の問題点。

○中川委員長

何でそれをここ書かないの、ここに。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

すいません。ということをおつておりますので、点検結果もちゃんと書くということにさせていただきたいと思つています。

○中川委員長

はい、よろしく努力のほどお願いいたします。

○竹門委員

この問題は、事、淀川流域だけの問題じゃなくて、全国的な問題なので、その意味では農水と方針をちゃんと合意形成を図つて、農水サイドの方からシステムを改善していくという方向性も必要なんじゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

おっしゃる通りです。

○竹門委員

まず、個々の現場で努力することはもちろん必要ですけども、そこに越えない壁があれば、全体の仕組みを変えていくという方向性もないといけないと思つています。

それと関係するんですけども、今の指標は、その評価が規制側に働くものばかりですね。ところが、河川整備計画として実際に求められていることは、水の融通であつたり、あるいは利用の促進だつたりするわけです。そういう意味では、どれだけ規制できたかという

指標の評価だけじゃなくて、水利権のまたがったところでどれだけ水融通ができたかというような、独自の指標を設けられないでしょうかね。これはそもそもの量が計れてないのに、どうやって評価するんだという話になっちゃうんですけど。逆に言えば、量を計るとこんなメリットがあるというところを出していく必要があるということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

そうですね。いろいろと今の話もヒントがあると思いますので、いろいろ考えていきたいと思っています。

なかなかでも難しいものではあるというのは事実ではあるので、考えていきます。

○中川委員長

これ例えば、慣行水利権の許可水利権化ということで、ほかの水系とか地整とかで、何かうまくやってる仕組みとか調べられたことがあります。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

そこは、先ほども少し話ありましたが、データがないという話しをしましたが、揖保川でやってる堰については、統合化することで、まず統合化する、本当に必要なのかどうかというところから議論が始まって、統合化することでコストも少し安くなったりとか、管理コスト、というメリットがあるということをご理解していただいた上で、そうやってくるのだったら、じゃ、何 m^3/s とるのかというルールを決めましょうというような話でうまくいった例もあると。そういうところはもちろん集めなくちゃいけないと思ってますし、そういうところを参考にしながら1件でもという形でやっていくということ。全国の話も長い話でずっと農水省とはやってるようなところであるんですけども、引き続き必要なことだと思ってます。

○中川委員長

それでは、次の既存水源開発施設の再編、通しですので、利用でも構いませんが、少なくともここまでは行ったというようなところをあれしたいんで、どうでしょう。特にこれは日吉ダムで、これは維持流量というのかな、確保流量、維持流量でいいのかな、これを $5m^3/s$ のところを $4m^3/s$ にしたら、これぐらい渇水対策になったというんでしょうか。こういった工夫もあるというようなことをございますが、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。

○立川委員

運用を見直して実施したときに、慣行水利権に対しては特に問題はなかったんでしょう

か。

○中川委員長

いかがでしょう、事務局。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

これに関しては、一応暫定と申しますか、試行ということで合意を得てます。なおかつ、取水の状況ですとか、実際にどうなるかを見ていただいて、問題が無いかというのをまず見ていただくということを前提に試行しているという状況です。特に問題が無かったということで、その試行を継続してるという状態になります。

○立川委員

どれだけの水量が必要で実際どれだけの水量が取水されてるか実態をつかむことは難しいので、こういう実績をたくさん積み上げていくということが将来的に問題をクリアしていくことになるんじゃないかなと思ってお聞きしました。

○中川委員長

これはあれですね、ずっとというわけではない場合もあるんですね、いろいろ。

それと僕ちょっと気になるのは、やっぱりこういう問題というのは、こうする時にはモニタリングというんですかね、河川の生態とかいろんな環境に対してどれだけ影響があるのかとか、いや、なかったんだと。ということはちょっと設定したやつがちょっと大き過ぎたんだとか、そういうことにつながってくる。ですから、これはぜひ渇水対策だけの問題じゃなくて、河川環境という意味でトータルで見ていく必要があるかなというふうに思いましたけども、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 野口）

今淀川の所長がおっしゃったご説明のとおりなんですけども、私の方からちょっと補足をさせていただきたいんですけども、 $5\text{ m}^3/\text{s}$ のところを $4\text{ m}^3/\text{s}$ でということで、現場の方で特に支障はなかった、取水上の支障はなかったというのはそのとおりなんですけども、実をいいますと、ここは保津川遊船といいまして、遊船をやってます。それが主な流量の制約条件になっております。現場の方でそのところの調査が詳細に我々も把握しきれないところがあるんですけども、要は、水が多いとかなりダイナミックなところまで行けるしというような、そういう運行上のあれだとか、もうちょっと言いますと、人数を若干減らして余り負担をかからないようにしたりとか、場合によったら、これ、京都府の管理区間なんですけれども、少し川づくりをしたりして、要するに、水が集まりやすいような

工夫をしたり、それなりの努力をされて成り立っているというところがちょっとございませぬので、ちょっとそこを説明させていただきました。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。ほか。立川委員よろしいでしょうか。

○立川委員

はい。

○中川委員長

ほかございますでしょうか。

利用の方で何か大久保委員ございますか。

○大久保委員

利用の方。

○中川委員長

これで利水の方は終わらせていただきますけども、もし何かご意見ございましたら、また事務局にでもまた直接ご連絡いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか、利用。

○大久保委員

すいません、1点お聞きしたいんですけども、河川保全利用委員会について、31ページによれば、審議を前にして占有者が積極的に是正に取り組んでくれたという話なんですけど、占有許可を出す時にだけ河川保全利用委員会をやるのではなくて、許可内容どおりになっていないところも一律に点検をかけてるのでしょうか。点検をかけて、例えば、指導とか、場合によっては最終的には取消しも含めた権限を背景にして、保全利用委員会が動いているということなのでしょうか。

○中川委員長

事務局いかがでしょうか。

これは許可年の間のごとにチェックするんでしょう。どう、事務局。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 谷川）

この件について、河川保全利用委員会でチェックするのは、更新をする時に基本的にやることになっておりまして、このパターンでは、それがあつたので、自主的にやっていたという形になっております。

○大久保委員

更新時期が近かったと。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 谷川）

ええ。このままではだめだろうということ自治体さんの方で。それ自体自治体の方でいいとはもともとと思ってなかったというところもあると思いますが、それで改善していただいたということでございます。

○大久保委員

ありがとうございます。そういう意味では、そういう機会をとらまえていくというのは重要ですし、あるいは、余裕があるのであれば、そういうものが他にもないかどうかというのをチェックも必要だと思います。同時に大変重要だと思いましたのは、教育といいますか、申請者の方の講習を結構やっているということです。これはかなり評価できる。こういうことをして、使う人にご理解いただかないといけないということだと思いますので、ここは点検の結果の方にも書き込んでもいいような非常に重要な取り組みがなされているかなと思いました。

○中川委員長

ありがとうございます。

先生ぎりぎりですので。

○大久保委員

すみません。

○中川委員長

どういたしましょう、事務局。一応利水までは議論してご意見いただいたと。また追加意見があれば事務局の方にまた意見いただくというふうにして、この利用についてはこれからもう少し時間いただいて、懇談というような格好でやるのか、もう今日はここで終わるのか、事務局どうしましょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

どうしましょう。

○中川委員長

せっかく説明していただいたので、懇談という形で時間いただけますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

最後利用の部分だけですよね。

○中川委員長

はい。利用のところだけ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

あと、すみません、私の方から一言だけ。今日も出席がそんな多くないような状況ではあって、ほかの委員も委員会場で意見を言っていただくというのが最も必要なことではあるとは思っておりまして、それをちゃんと記録しておいて、次回どうするのかということらにつなげていくということをやっていきたいと思っているんですけど、今日もこういうような状況。

あとは、これも皆さんご案内と思うんですけども、細かい説明がなかなかできないということで、事前にお話しさせていただいている中でいろいろと意見とかをいただいているような状況でもございます。我々としては、期限をどういうふうに切るのかというところまで整理ができてないんですけども、もう一回各委員の方々に何か追加であるのであれば、こういう形でお願いしたいということをご連絡させていただいて、少なくとも意見はいただこうかな、この場だけじゃなくてですね。という形で進めていきたいと思っております。

○中川委員長

結構です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

あと、今日残りの時間を懇談という形でもって利用の部分についてもしゃべっていただくという形で進めていただくことにつきましては、事務局としては何ら問題はございません。

○中川委員長

どうでしょう、4時半まで懇談させていただくということでよろしいでしょうか。我々の言いたいことは事務局に言うということで。次回の委員会では、利用から始めます。利用も含めて議論しますけれども、その時にまた意見言っていただいても構いませんし。事務局、それでいいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

はい。ですから、今回は利用のところをもう一回少し時間を設けさせていただいて、そこで意見をいただくという時間はとらせていただくという形でお願いします。

○中川委員長

それと、あと、ほかの委員の先生方からのご意見を披露いただいても構いませんよ。通

して、これ全体。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

もちろんそうです。先ほど私が申し上げましたのは、前回やった治水、危機管理も含めて全体通して多分言えてないようなところであるとか、あるいはいろんなことがあると思いますので、その部分について、改めて事務局にいただける時間というのを設けたいと思っておるところです。

○中川委員長

傍聴者の皆様方には申しわけございませんが、ここからは懇談ということでやらせていただきますので、ご了承ください。

それでは、利用でございますが、まず大久保先生の方から河川の保全利用委員会のご質問がございました。

ほかにこの河川保全利用委員会、バリアフリー、それから小径（散策路）の整備内容・延長ということでございますが、どれでも結構でございますので、ご意見いただけますでしょうか。

竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

先ほど利水のところでも申し上げたんですが、こちらでも規制の側面が結構前に出てきているようです。川らしい利用の促進のために川らしくない利用を規制するという、そういう図式になっちゃっている。どんな利用を促進できたかという形でもう少し積極的な評価はできないでしょうか？指標の中に利用実態のモニタリングでどんな利用のされ方してるのかという、そういう項目を設けていただいて、例えば、釣り人の数とか散歩してる人の数とか、水遊びをしてるとか、水の中に実際に泳いで入ってる人の数とか、泳いで水遊びをするというのは川らしい利用の最たるものですので、そういった利用が増えていくということが結局この事業の一種の評価軸になっていくのがよいでしょう。そういう意味では、現在の利用者に対して、どんな遊び方、利用の仕方、運動、同じ運動でもどんな運動の仕方を提案できたかということが大事なポイントになるんじゃないかなというわけです。

その際に、利用実態のモニタリングを業者がやるんじゃなくて、それこそレンジャー等の業務の中にぜひこういうモニタリングも入れてもらえないやろうかという形で議論をすれば、利用を通事で人と川をつなぐ一つのきっかけにもなるでしょうし、ぜひそういった前向きな評価項目や活動の指針を作っていただければと思います。

○中川委員長

ありがとうございます。今のご意見は、指標を増やすという方向のご提案なんでしょうか。もう少し端的にご説明いただけませんかでしょうか。

○竹門委員

そしたら、例えば、その保全利用委員会の取り組み内容というのがありますよね。この内容に関して、今は何回開いたかとか、実際に運動場が川らしい環境に変えれた数というような形で評価になってますけども、その取り組み内容として、保全利用委員会で検討する項目の中に利用実態というのも加えていただいて、モニタリングで出てくる数字の評価を利用委員会で検討していただくとよいでしょう。そうすると、その結果がこの進捗点検の中にも反映されてくる期待されます。

○中川委員長

事務局どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

32ページのところの左側に一部文字で書いてあるんですけども、利用形態では、散策等に次いでスポーツになっていると書いておりますのは、これは、河川の利用実態調査というのをたしか5年に1回か6年に1回全国的にやっております、季節とか平日、あるいは土曜日とかそういうのをサンプリングで年間で何日か決めて、どんな人がどんな活動してるかというのを全部歩いて見て回るというのを全部でやっております。そういうのをデータを整理しますと、どういった利用がどのような利用に変わってきてるかとかというような評価はできるかと思います。

河川レンジャーさんにそういうこともやってもらったらもっと毎年のがとれるかもしれませんが、結構力仕事といたしますか、手間のかかる調査ではありますので、そこはちょっとなかなか毎年というのはしんどいかなというのはいかがでしょうか。ただ、データはありますので、そういったデータを見ながら、そもそもじゃ利用はどうなってるのかというのをこういうものと関連づけて考察していくというのは重要だろうと思っています。

○竹門委員

もちろんその全域的にやろうとすれば力仕事になりますし、一般の方をお願いするのも厳しいということはあるとは思いますが、それぞれの河川のある地点の可能な範囲内で定点調査的にやれば、毎年データをとることもあり得るんじゃないかと思うんですね。その当事者が現在の川の利用実態を知ることによって、逆にこういう遊び方をもっと増やし

たらいいのに、そういう場所ができたらいいいのにといい、川を実際に利用してる人たちの意識改革に繋がる仕組みが期待できるんじゃないかということですね。その調査のための調査じゃなくて、川らしい利用を促進していくための調査をしていく必要があると思います。

○中川委員長

それは、河川保全利用委員会で議論してる内容の中に何か利用実態、利用内容みたいなものが入って、今だとスポーツ、何人利用してるとか、そんなんばっかりなんですけど、その中で可能ですかね。本来の川らしい利用とかということその河川保全利用委員会の項目の中に入れるとかいうのは可能ですかね。いかがでしょう。難しい。これ毎年やるんですよね。3年に1回か。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 森川）

いや、それぞれの施設の更新が例えば3年間に1回とかという更新の時に、その許可の前に委員会にご意見をお聞きするということですので。一応その占用許可を受けている自治体は、資料としてどれぐらいの利用がありますという資料は多分出していただいていると思うんですけども、基本的にはその占用目的というのが特定目的のものは、グラウンドとか、そういうものは割と把握をされてるんですが、単に緑地広場だとか、そういった自然的な利用はなかなか人数の把握というのはできてないんじゃないかという気はいたします。

ですから、確かにおっしゃるように、川でなければならない利用というのがどういう利用で、そういう利用がどういうふうになっているのかというのをそこを占有されている自治体にどう把握していただいているかというのも大きな課題だろうと思っています。

○中川委員長

だから、今河川保全利用委員会か何かスポーツ団体の利用の占有のあれになっちゃってるんだけど、本来は河川の空間を川らしい川の利用というかな、環境に配慮した利用とかいろいろあって、そっちの方の利用実態がよくわかってないというところがあるんですが、今所長がおっしゃったような格好で何かできればいいなと思うんですけどね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

先ほどの話にありましたけど、網羅的にならなくてやっつけていくという話になってくると、みんな疲れてしまいますし、それはレンジャーさんについても、あなたレンジャーなんでこれをやっってくださいと言った瞬間に、なかなか、え〜っという感じにもなってくると思うので、そこをうまく形でプラス方向でどういうふうにできるのか。それから後は、多いや

つをどう絞り込んでそれを指標の一部として使えるのかというところをもう少し考えて、やり方も含めてですね、という形をやっていかないといけないと思います。

そういうことを考えることは、先ほど竹門先生がおっしゃってたプラス方向にどう考えていくのかというところを思考するためにも必要なことだと思っておりますので、そういう方向を考えたい。

○中川委員長

ぜひその河川保全利用委員会でそういうことも議論するというわけにはいかないんですか。してほしいんだけど。実際把握してほしいわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

ええ。

○竹門委員

もう一つ、環境の関連でいきますと、水遊びをしようと思ったらやっぱり水がそこそこきれいじゃないと、臭う川に入りたくない。そういう意味では、川らしい匂いのする水辺を作っていかなくちゃいけないわけです。たとえば、環境に興味のあるレンジャーさんが、環境の評価する時の一つの指標として水遊びをしている人の数で川がよくなっているかどうかを見るというのはどうでしょう。そういう位置づけをすれば、興味を持ってもらえるかもしれないし、いつも水質の調査と併せてやるようにすれば、水質がよくなったから水遊びする人が増えたといえるのではないのでしょうか。

○中川委員長

それが保全委員会という話ではないような気もするんですけどね。

○竹門委員

ただ、名前からすれば、あってもいいはずなんです。

○中川委員長

そうだよ。占用のあれでもないわけだから。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 竹田）

ただ、保全利用委員会自身はここに書いてあるとおり、公園等の占有のあるべき姿についてご審議いただいたというかご議論いただくということをお願いしておりますので、そういった中で今みたいにちょっと幅の広いことを保全利用委員会にお願いするというのはちょっと難しいのかなというふうに思います。ですから、もっとほかのいろんなデータをいろいろ集めてみて、今お話ししているようなことがまとめられるかどうかというのを考

えていくことなのかなと思います。

○竹門委員

そうだとすると、保全利用委員会の仕組み自体を再検討していく必要があるんじゃないですか。つまり、今回ここに掲げられている利用という観点について、幅広く現状を改善していくために何をしたらいいのかということを考える委員会があつていいはずですよ。今までの委員会機能は、そういった狭い範囲の事項だったかもしれませんが、少し機会を見て改善を図っていくということも検討していただいたらいいんじゃないかと思います。

○中川委員長

ほかございませんでしょうか。

バリアフリー、小径でございます。これ、バリアフリーでは、件数かな、設置数かな、スロープの設置数とかトイレの設置数が書かれております。これは、整備をすべき、この当面30年程度の期間内に整備すべき箇所とか、あるいはこの各河川ごとにどうのこうのということとか、何かそういう整理はできてないんですか。ちょっと進捗点検という意味では、その辺が全体がつかみにくいんですけど、どれぐらい進捗したのか。ずっと同じ数ですよ。これは23年に設置した数なのか、23年にどう、設置数だから、ずっと同じ数を設置してたんですか。どういう。

○竹門委員

累計と書いてある。

○中川委員長

累計か。累計だったら変わってないということですよ。

○竹門委員

そうそう。新しいはないという。

○中川委員長

だから、ちょっと設置すべき箇所とか、目標とかよくわからないんですけど、これどうなんでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

明確に言うと、なかなか何個をどういうふうに設置するのかというところをびたっと決めてるかということ、決めてないような状況。ただ、34ページの点検結果に書いてますけども、施設整備を新たに何かする時には、バリアフリー化というのを確実に行っていこうというのが基本的な考えです。したがって、新たな施設というのがなかなかここ数年、利用

という観点で公園みたいな感じのものであるとか、そういうところの整備というのがここ数年は残念ながら新たに新規でできるというところはなかったというところもあったので、スロープ数とかは横ばいという形になっている。今後、新たな水辺拠点とか、そういうものを作っていく場合には、スロープ等をつけていって、そうすると、この数字は上がっていくという形になってくる。ただ、先生おっしゃるように、もともとある施設についてもどうなのかというような視点で目標というのをしっかり定めながらやっていくというような視点というのも、実はまとめる段階でも議論はあったところです。

○中川委員長

ありがとうございました。

ちょっとご説明いただいたんだけど、もう少しわかりにくいという気がするんだけど、同じようにされますか、今後も。こういう設置した数が幾つとか、こういう格好でまとめられます。もう少し。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

やり方を少し考えなくてはいけないと思っています。

○中川委員長

進捗点検のしようがない、はっきり言って。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

そうですね。数という観点では、データがとりやすいというところがあって、今何件あるのかというところで実施箇所数というのはもともと指標の中に入ってきて、それを追っていくということではできてるといふふうには思っているんです。これは一つだと思ってるし、それから、あとは、我々がバリアフリー化というのをどういう目標をもって、その目標を受けてどういうふうにやっていくのかというところまでこのバリアフリー化の部分は我々の中の整理が必ずしもできてるような状況ではないところに問題があるというふうには思ってます。だから、そこの部分を先ほどいった新規の施設整備をする場合にはちゃんとやっていくということにとどまらずに、全体としてどうなのかというところまでやっていくのかということについては、もう少し我々の中でも議論させていただきたいと思っています。

○中川委員長

トイレの設置数とかスロープの設置数なんか改良すべきとことかあるように思いますよね。もう少しその辺。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

何か補足があったりなんかしません、どなたか。

○中川委員長

だから、非常に積極的じゃないですよ。これは余りやる気がないのかなという気がするんですけども。

その辺、例えばね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

事務局側から発言がないので、もう一回我々の中でも議論した上で、どういうふうに扱っていくのかというのを。

○中川委員長

整理して下さい。よろしくお願いします。

○竹門委員

お願いがあるんですけど、いいですか。

これも同じで、目的は、「憩い、安らげる河川の整備」なんですね。ですから、スロープをつけたら憩いえるのかと、安らげるのかという疑問を感じます。身障者の方が川に来て、安らいでほしいという気持ちはわかるけども、そのために必要なものがバリアフリー化であると短絡してしまうと、かえって安らげない川になっちゃうという可能性だってあるわけです。その意味では、身障者の方が川で安らぐためには何が必要なのかという、そういう検討から本来考えなくちゃいけない。こういう、ここの写真にあるようなスロープがあって、川を楽しめるかというふうに考えたら、怪しいですよ。車いすが入りにくいけども、土と草のあるところに引っ張って行って、ふだんは行けないようなところに来たということで気持ちが安らげることもあるのではないのでしょうか。それは、実際にその利用する人の立場に立って、どういう施設がいいのかということを考えなくちゃいけない。今のようなスロープの設置数とかトイレとか、こういう設備がどんだけ増えたかということで安らげる川ができましたというのは、私はまずい気がします。ですから、本源的な目的に立ち返って、何をすべきかということをもう一度考えてほしいですね。

○中川委員長

バリアフリー化の内容ということが非常に重要かというふうなご意見だと思いますので、内容については、こういったことに限らず、いろいろバリアフリー化の内容について、またご議論いただいて、こういうことも取り上げられるんじゃないかと、こういうことで

取り組んでいるんだとかということもお示ししていただければというふうに思います。

もう時間来ましたけども、最後にちょっと時間いただいて、ダム検証における意見聴取、資料ございますね。ちょっと簡単に説明していただけますか。よろしいですか。またこれ次回やりますのでね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

現在ダム検証という検証作業を各ダムごとに進めておりまして、それと、この本委員会との関係というのがどんな感じになってるのかということの説明していただきたいという話がありました。

まず最初に、フローチャートの方がありますので、こっちを見ていただきたいのですが、現在、各ダム事業ごとに検証作業というのを行っておりまして、各ダム事業ごとにダム以外の案について事業者と関係自治体からなる検討の場というのを設けて、そこで各代替案について検討をしていくというようなことをやっております。淀川水系におきましては、大戸川ダム、それからあとは水機構が事業者になっております川上ダムと丹生ダム、この3つのダムを対象として、それぞれのダムごとに検討の場というのを設けて審議を行っております。真ん中のメインストリームのところを見ていただきますと、検討の場の設置平成23年1月と書いてありますけれども、23年1月に設置をしておりまして、そこで代替案等々について、現在議論を進めておりますが、議論中でございます。その中の手続で、赤い四角が入っておりますが、対応方針の素案なり原案を作成する段階で、河川法16条に準じた手続ということで学識者、関係住民、それから関係地方公共団体の意見聴取を行うというところが決まっている状況でございます。

それぞれのやり方につきましては、各水系ごとにあるいは各ダムごとにやっていくという、細かいところは考えていくことではあるのですが、ここで河川法第16条の2、まさしく流域委員会に絡むところなのですが、こういう手続をしなくちゃいけないという話が1点あります。あと、もう一つ、下の方に青いハッチがかかっているその下側なんですけど、最後、ダム検証の作業を行った結果として、その結果はどうなってくるかという、最後は事業を行うか行わないかという話につながってきますので、それは、河川整備計画にも直結してくるという形になってきております。河川整備計画につきましては、これはもちろん河川法第16条の2に基づいて意見聴取を行っていくという形になってきます。このように学識経験を有する者からの意見聴取というのをダム検証の中でも何回か関係してくるような状況になっております。これを踏まえた上で、表側を見ていただきたいんですが、

今回我々ダム検証を進めていくという立場でどういうふうに考えてるのかということペーパーで書いておきまして、1丸目はいいとして、2丸目のところなんですけれども、淀川水系流域委員会、本委員会におきましては、まさしく第16条の2第3項の趣旨を踏まえて設置された学識経験を有する者で構成される委員会だという話もありますし、それから、あとは、河川整備計画の変更を行う際には、ご意見を伺うということもありますので、これらの手続を円滑に進めるということ踏まえて、下の矢印の下囲いなんですけれども、流域委員会の委員の皆様をダム検証の手続の学識経験者として選定させていただき、ご意見を伺う方向で現在考えておるような状況でございます。

具体的にどういうタイミングでという話につきましては、ダム検証のスケジュールに大きく関係してきまして、現在検証中ございまして、まだどういうタイミングでというのは見えていないような状況でございます。どこかのタイミングでご意見をいただく機会というのは出てくると思っておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思ってる次第です。

○中川委員長

ありがとうございました。

この委員会でいろいろそのことについては、この委員会の委員の方に個別に意見を聞くということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

そういうことです。ですので、やり方につきましても、こういうような委員会形式でやっていくのか、あるいは別なやり方でやっていくのかというのも、詳細については、実は各ダムごとであまりびったり決まってるような状況ではないです。そこをもう少し我々の中でも議論させていただいて、あるいは他のダム検証も進めておりますので、そういうところとのやり方の良かった点、悪かった点とか、そういうところも踏まえながら、考えていきたいと思っております。

○中川委員長

わかりました。また決まれば教えてください。

何かこの件につきましてご質問ございますか。よろしいですか。

こういう状況であるということでございます。

○竹門委員

要望を一つ。この前個別の意見でも申し上げたんですけども、もし、流域委員会のメン

バーに意見を尋ねる場合は、この水色のハッチの中のできるだけ早い段階でその意見を聞いていただきたい。というのは個人的な希望ですね。これはなぜかという、素案の作成の段階で、対応方針の評価、総合的な評価の仕方ですとか、それから、素案を作成する時の作成の主軸ですとか、そういったところに意見が反映されないと、余り実質的な影響があったことになりませんので、でき上がったものに対してこれはまずいんじゃないの、いいんじゃないのとかと言うんじゃないで、評価そのものにもその意見が反映されてほしいと。有識者の意見を受けて実効性のある計画にしていいただきたいと、これは一般論としての意見です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

タイミングにつきましては、また我々の中でも考えながら、またご相談していきたいと思えます。

○中川委員長

そういうことか。だから、これ右と左の対応がついてないんですね、まだ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

そうですね、そこ、すいません、ダム検証の手続がまだ必ずしもぼつと進んでるような状況ではないので、まだ決めかねてるところもあります。

○中川委員長

どの段階かともわかって。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 中込）

申しわけないです。先ほどの話は一つの話として承っております。

○中川委員長

ほか、ご意見ございますか。ご質問等。

今日はそういうことで後半部分は懇談会ということになりましたけど、申しわけございません。

予定しておりました議事は以上でございます。それでは、事務局の方、よろしくお願ひします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮）

ありがとうございました。本日の議事録は事務局で取りまとめの上、各委員にご確認をいただいた上で、ホームページで公開させていただきます。

次回委員会の日程につきましては、後日調整させていただいた上で決定させていただきます

ますので、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして、平成24年度淀川水系流域委員会専門家委員会の第3回を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 4時40分 閉会]